地域活性化モデルケースにおける政策パッケージ各政策の主な個別施策

1. 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成に係る支援措置(地方都市型)

i.コンパクトシティの形成

<制度>

| 1 | 都市再生特別措置法改正 | 国土交通省 | P.8 | |
|----------|--------------------|-------|-----|--|
| <予算等> | | | | |
| 2 | 都市機能立地支援事業 | 国土交通省 | P.8 | |
| 3 | 集約促進景観·歴史的風致形成推進事業 | 国土交通省 | P.8 | |
| 4 | コンパクトシティ形成支援事業 | 国土交通省 | P.8 | |
| ⑤ | 社会資本整備総合交付金 | 国土交通省 | P.8 | |
| 6 | 公立学校施設整備費 | 文部科学省 | P.9 | |

ii. 地域公共交通の再生

<制度>

| ① 地域公共交通活性化再生法改正 国土交通省 P.10 |
|-----------------------------|
|-----------------------------|

<予算等>

| | 地域公共交通確保維持改善事業(地域の特性に応じた生活交通の | | |
|----------|--------------------------------|-------|------|
| 2 | 確保維持、快適で安全な公共交通の構築、公共交通の充実を図るた | 国土交通省 | P.10 |
| | めの計画策定等の支援) | | |
| 3 | 社会資本整備総合交付金 | 国土交通省 | P.10 |
| 4 | 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 | 国土交通省 | P.10 |
| ⑤ | 超小型モビリティの導入促進 | 国土交通省 | P.11 |

iii. 中心市街地活性化

<制度>

| ① 中心市街地活性化法改正 | 経済産業省 | P.12 | |
|---------------|-------|------|--|
|---------------|-------|------|--|

<予算等>

| 2 | 中心市街地再興戦略事業費補助金 | 経済産業省 | P.12 |
|-----|-------------------------|-------|------|
| 3 | 戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金 | 経済産業省 | P.12 |
| 4 | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | P.12 |
| (5) | 中心市街地再活性化特別対策事業 | 総務省 | P.12 |
| 6 | 社会資本整備総合交付金 | 国土交通省 | P.12 |
| 7 | 歩行者移動支援の普及・活用の推進 | 国土交通省 | P.13 |

iv. 地域包括ケアシステム構築

<制度>

| 1 | | 厚生労働省 | P.14 |
|---|--|-------|------|
|---|--|-------|------|

| 2 | 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法 律の改正 | 厚生労働省 | P.14 |
|-----|---------------------------------------|-------|------|
| <予算 | 等> | | |
| 3 | 社会資本整備総合交付金 | 国土交通省 | P.15 |
| 4 | スマートウェルネス住宅等推進事業 | 国土交通省 | P.15 |
| 5 | 地域居住機能再生推進事業 | 国土交通省 | P.15 |

v. 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成

<制度>

| 1 | 地方自治法の改正による「連携協約」制度の創設 | 総務省 | P.16 | | | | |
|----------|----------------------------------|-------|------|--|--|--|--|
| <予算 | | | | | | | |
| 2 | 新たな広域連携モデル構築事業 | 総務省 | P.16 | | | | |
| 3 | 機能連携広域経営推進調査事業 | 総務省 | P.16 | | | | |
| 4 | 地方財政措置 | 総務省 | P.16 | | | | |
| ⑤ | 中心市街地活性化ソフト事業 | 総務省 | P.16 | | | | |
| 6 | 中心市街地再活性化特別対策事業 | 総務省 | P.16 | | | | |
| 7 | 社会資本整備総合交付金 | 国土交通省 | P.17 | | | | |
| | 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパー | 理垃圾 | D 17 | | | | |
| 8 | トナーシップ事業) | 環境省 | P.17 | | | | |
| 9 | 6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 | 農林水産省 | P.17 | | | | |

農林水産省

農林水産省

P.18

P.18

vi. 低炭素・循環型の都市地域の形成

都市農村共生・対流総合対策交付金

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

<制度>

10

(11)

| 1 | 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 国土交通省 | P.19 |
|----------|---|-------|------|
| <予算等 | i> | | |
| 2 | 地域低炭素投資ファンド創設事業 | 環境省 | P.19 |
| 3 | 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパートナーシップ事業) | 環境省 | P.19 |
| 4 | 地域バイオマス産業化推進事業 | 農林水産省 | P.20 |
| ⑤ | 地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大 | 農林水産省 | P.20 |
| 6 | 地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト) | 総務省 | P.20 |
| 7 | コンパクトシティ形成支援事業 | 国土交通省 | P.20 |
| 8 | 社会資本整備総合交付金 | 国土交通省 | P.20 |
| 9 | スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 | 経済産業省 | P.20 |
| 10 | 次世代エネルギー技術実証事業費補助金 | 経済産業省 | P.20 |
| 11) | 再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 | 経済産業省 | P.21 |

vii. 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

<予算等>

| 1 | 公立学校施設整備費 | 文部科学省 | P.22 |
|---|-------------------------|-------|------|
| 2 | 高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生 | 文部科学省 | P.22 |

2. 超高齢化·人口減少社会における持続可能な都市·地域の形成に係る支援措置(農山漁村・ 過疎地域等型)

i. 地場産業振興·生活機能確保

<予算等>

| 1 | 過疎集落等自立再生対策事業 | 総務省 | P.23 |
|---|---------------------------------|-------|------|
| 2 | 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業 | 経済産業省 | P.23 |
| 3 | 6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 | 農林水産省 | P.23 |
| 4 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 農林水産省 | P.23 |

ii.「小さな拠点」形成

<予算等>

| 1 | 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成 | 国土交通省 | P.24 |
|----------|----------------------------|-------|------|
| 2 | 集落活性化推進事業 | 国土交通省 | P.24 |
| 3 | 「道の駅」の多様な機能の強化 | 国土交通省 | P.24 |
| 4 | 過疎地域集落再編整備事業 | 総務省 | P.24 |
| ⑤ | 過疎地域遊休施設再整備事業 | 総務省 | P.24 |
| 6 | 都市農村共生·対流総合対策交付金 | 農林水産省 | P.25 |
| 7 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 農林水産省 | P.25 |

iii. 都市と農村との交流

<予算等>

| 1 | 都市農村共生·対流総合対策交付金 | 農林水産省 | P.26 |
|---|--------------------|-------|------|
| 2 | 「農」のある暮らしづくり交付金 | 農林水産省 | P.26 |
| 3 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 農林水産省 | P.27 |
| 4 | 森林·山村多面的機能発揮対策 | 農林水産省 | P.27 |

iv. 医療体制の確保、地域包括ケア等

<制度>

| 1 | 介護保険法改正 | 厚生労働省 | P.28 |
|---|---------------------------------------|-------|------|
| 2 | 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法 律の改正 | 厚生労働省 | P.28 |

| 3 | へき地の医療提供体制確保に係る財政支援 | 厚生労働省 | P.28 |
|---|---------------------|-------|------|
| 4 | 地域医療の充実のための遠隔医療補助事業 | 厚生労働省 | P.29 |

| ⑤ | 社会資本整備総合交付金 | 国土交通省 | P.29 |
|----------|------------------|-------|------|
| 6 | スマートウェルネス住宅等推進事業 | 国土交通省 | P.29 |

v. 生活交通·情報通信の確保·維持

<制度>

| 1 | 地域公共交通活性化再生法改正 | 国土交通省 | P.30 |
|---|----------------|-------|------|
| | | | |

<予算等>

| | 地域公共交通確保維持改善事業(地域の特性に応じた生活交通の | | |
|----------|--------------------------------|-------|------|
| 2 | 確保維持、快適で安全な公共交通の構築、公共交通の充実を図るた | 国土交通省 | P.30 |
| | めの計画策定等の支援) | | |
| 3 | 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 | 国土交通省 | P.30 |
| 4 | 超小型モビリティの導入促進 | 国土交通省 | P.30 |
| ⑤ | 歩行者移動支援の普及・活用の推進 | 国土交通省 | P.31 |
| 6 | 携帯電話等エリア整備事業 | 総務省 | P.31 |
| 7 | 情報通信利用環境整備促進事業 | 総務省 | P.31 |

vi. 低炭素·循環型地域形成

<予算等>

| 1 | 地域低炭素投資促進ファンド創設事業 | 環境省 | P.32 |
|----------|----------------------------------|--------|-------|
| 2 | 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプランパー | 環境省 | P.32 |
| | トナーシップ事業) | · 探况 自 | 1 .02 |
| 3 | 地域バイオマス産業化推進事業 | 農林水産省 | P.33 |
| 4 | 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 | 農林水産省 | P.33 |
| ⑤ | 地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大 | 農林水産省 | P.33 |
| 6 | 地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト) | 総務省 | P.34 |
| 7 | スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 | 経済産業省 | P.34 |
| 8 | 次世代エネルギー技術実証事業費補助金 | 経済産業省 | P.34 |
| 9 | 再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 | 経済産業省 | P.34 |

vii. 地域活動の担い手支援

<予算等>

| 1 | 都市住民を受け入れて、地域おこしの活動支援(地域おこし協力隊) | 総務省 | P.35 |
|---|---------------------------------|-------|------|
| 2 | 集落対策のノウハウ等を有した人材の活動支援(集落支援員) | 総務省 | P.35 |
| 3 | 都市農村共生・対流総合対策交付金 | 農林水産省 | P.35 |

viii. 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成

| | 1 | 公立学校施設整備費 | 文部科学省 | P.36 |
|---|---|---------------------------|-------|------|
| Ī | 2 | 高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生支援 | 文部科学省 | P.36 |

3. 地域産業の成長・雇用の維持創出

i. 地方公共団体支援施策

<予算等>

| 1 | 地域の元気創造プラン | 総務省 | P.37 |
|---|------------|-----|------|
|---|------------|-----|------|

ii. 農林漁業振興施策

<予算等>

| <u> </u> | | | |
|----------|--------------------------------|-------|------|
| 1 | 地域資源活用ネットワーク構築事業 | 経済産業省 | P.38 |
| 2 | 地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル) | 総務省 | P.38 |
| 3 | 6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 | 農林水産省 | P.38 |
| 4 | 日本食・食文化魅力発信プロジェクト | 農林水産省 | P.38 |
| ⑤ | 農林水産業·食品産業科学技術研究推進事業 | 農林水産省 | P.39 |
| 6 | 革新的技術創造促進事業 | 農林水産省 | P.39 |
| 7 | 地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大 | 農林水産省 | P.39 |
| 8 | 森林·山村多面的機能発揮対策 | 農林水産省 | P.40 |
| 9 | 強い水産業づくり交付金(産地水産業強化支援事業) | 農林水産省 | P.40 |
| 10 | 「浜の活力再生プラン」策定推進事業 | 農林水産省 | P.40 |

iii. 商工業·中小企業·産業支援機関等振興施策

| _ <制度> | | | | |
|--------|---------------------------------|-------|------|--|
| 1 | 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正 | 内閣府 | P.41 | |
| <予算等 | > | | | |
| 2 | 地域資源活用ネットワーク構築事業 | 経済産業省 | P.41 | |
| 3 | 新産業集積創出基盤構築支援事業 | 経済産業省 | P.41 | |
| 4 | 地域オープンイノベーション促進事業 | 経済産業省 | P.41 | |
| 5 | 中小企業・小規模事業者のものづくり・商業・サービス業支援 | 経済産業省 | P.41 | |
| 6 | 中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援 | 経済産業省 | P.41 | |
| 7 | 創業促進補助金 | 経済産業省 | P.41 | |
| 8 | 地域創業促進支援委託事業 | 経済産業省 | P.41 | |
| 9 | 小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業 | 経済産業省 | P.42 | |
| 10 | 地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル) | 総務省 | P.42 | |
| 11) | 6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 | 農林水産省 | P.42 | |
| 12 | 革新的技術創造促進事業 | 農林水産省 | P.42 | |

iv. 大学等支援·研究振興施策

| 1 | 地域イノベーション戦略支援プログラム 文部科学省 | | | |
|---|--------------------------|-------|------|--|
| 2 | 地(知)の拠点整備事業 | 文部科学省 | P.43 | |
| 3 | 革新的技術創造促進事業農林水産省 | | P.43 | |

| 4 | 農林水産業·食品産業科学技術研究推進事業 | 農林水産省 | P.43 |
|---|----------------------------|-------|------|
| 5 | 5 地域ICT振興型研究開発プログラム(SCOPE) | | P.44 |

v. 観光振興施策

<予算等>

| 1 | 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) | 国土交通省 | P.45 |
|----------|------------------------------------|-------|------|
| 2 | 観光地域ブランド確立支援事業 | 国土交通省 | P.45 |
| 3 | 観光地ビジネス創出の総合支援 | 国土交通省 | P.45 |
| 4 | 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 | 国土交通省 | P.45 |
| ⑤ | 超小型モビリティの導入促進 | 国土交通省 | P.45 |
| 6 | 歩行者移動支援の普及・活用の推進 | 国土交通省 | P.46 |
| 7 | 地域資源活用ネットワーク構築事業 | 経済産業省 | P.46 |
| 8 | 生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業) | 環境省 | P.46 |
| 9 | 都市農村共生・対流総合対策交付金 | 農林水産省 | P.46 |
| 10 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 農林水産省 | P.47 |
| 11) | 地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル、公共クラウド) | 総務省 | P.47 |

vi. 雇用等対策

<予算等>

| 1 | 実践型地域雇用創造事業 | 厚生労働省 | P.48 |
|---|----------------|-------|------|
| 2 | 戦略産業雇用創造プロジェクト | 厚生労働省 | P.48 |

vii. 地域金融活用施策

<予算等>

| 1 | 地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル) | 総務省 | P.49 |
|---|-----------------------------|-----|------|
| | | | |

viii. 環境保全支援施策

<予算等>

| 1 | 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業 | 環境省 | P.50 |
|---|------------------------|-----|------|
| 2 | 生物多様性保全推進支援事業 | 環境省 | P.50 |

ix. 文化・スポーツ資源の活用

| 1 | 地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ | 文部科学省 | P.51 |
|-----|--------------------------|-------|------|
| 2 | 文化遺産を活かした地域活性化事業 | 文部科学省 | P.51 |
| 3 | 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業 | 文部科学省 | P.51 |
| 4 | 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援事業 | 文部科学省 | P.51 |
| (5) | 文化財建造物等を活用した地域活性化事業 | 文部科学省 | P.51 |

x. 地域産業の担い手育成

| 1 | 地域キャリア教育支援協議会設置促進事業 | 文部科学省 | P.52 |
|-----|-----------------------------|-------|------|
| 2 | 高校におけるインターンシップコーディネーターの配置 | 文部科学省 | P.52 |
| 3 | 「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」 | 文部科学省 | P.52 |
| 4 | スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール | 文部科学省 | P.52 |
| (5) | 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 | 文部科学省 | P.52 |

- ※ 個別施策の公募等の時期は各個票の留意事項に記載していますが、更なる情報等は問い合わせ先 にご照会ください。
- ※ 記載されている個別施策は主なものであり、各自治体においてはモデルケースの目的に沿った提 案をお願いします。

| | 政策名 | コンパクトシティの形成 |
|-----|-----|---|
| | 目的 | 居住と医療、福祉、商業等の都市機能を集積することによりまちのコンパクト 化を推進する。 |
| 1 i | 日 | 〈制度〉 ①都市再生特別措置法改正案 ○市町村は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画(「立地適正化計画」)を作成することができる。 ○立地適正化計画には、その区域のほか、おおむね以下の事項を記載する。・居住誘導区域(居住を誘導すべき区域)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策・都市機能誘導区域(居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域)及び市町村が講ずべき施策等・都市機能誘導区域(居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域)及び市町村が講ずべき施策等 〈予算〉 ②都市機能立地支援事業(平成26年度40億円、補助率1/2以内等)※1民間事業者による都市機能の警備に際し、地方公共団体が学校跡地等の公的不動産を安価で賃借させる場合等には、国から民間事業者に直接支援 ③集約促進景観・歴史的風致形成推進事業(平成26年度3.5億円、補助率1/2以内等)※1景観・歴史資源となる建造物の修理・改修・協調増築等を含め、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、景観・歴史的風致形成に資する取組に対して総合的に支援 ④コンパクトシティ形成支援事業(平成26年度2.53億円、補助率1/2以内等)※2立地適正化計画策定を支援するとともに、郊外部の医療、福祉、教育文化施設等の拠点への移転の促進のため、旧建物の除去処分、移転跡地の緑地等整備を支援 ⑤社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。(1)都市公園等事業(ストック再生緑化事業)※1既存建築物等のストックを活用して下記の事業等を実施。(1)都市企園等事業(ストック再生緑化事業)※1既存建築物等のストックを活用して支援 ②都市公園等事業(ストック再生緑化事業)※1の改善を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、低・未利用地を公開性を有する民間建築物等の緑化に対して支援 (2)都市小域交通戦路推進事業※2集積する生活機能等へのアクセスを確保するため、公共交通や歩行空間の整備等への支援 (3)都市・地域交通戦路格進事業※2集積する生活機能等へのアクセスを確保するため、公共交通や歩行空間の整備等への支援 (4)都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業)※1まちの拠点における都市の生活を支える機能(医療・福祉・子育て支援・ |
| | | 教育文化・商業)の整備・維持を支援 等 ※1 立地適正化計画を作成する場合に限る ※2 一部事業については、立地適正化計画を作成する場合に限る |

| 1— i | 概要 | ⑥公立学校施設整備費 地方公共団体が行う公立学校施設の整備に要する経費を補助。 学校施設の複合化・集約化に資する主な事業は次のとおり。 〇統合事業 ・事業内容:学校統合による学校の新増築 ・補助率:1/2 ・対象校:小中 〇改築 ・事業内容:構造上危険な状態にある建物や耐震力不足の建物の建て替え ・補助率:1/3(Is値0.3未満は1/2) ・対象校:幼・小中・中等前期・特支 〇大規模改造(統合) ・事業内容:学校統合による既存施設の改修 ・補助率:1/3 ・対象校:小中 〇地域・学校連携施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・補助率:1/3 ・対象校:小中・中等前期・特支 |
|------|------|---|
| | 留意事項 | ①都市再生特別措置法改正案を第186回国会に提出中。 立地適正化計画関連については、平成28年度末までに事業開始する場合は、平成28年度中に都市機能誘導区域、平成30年度中に居住誘導区域をそれぞれ設定することを前提に、都市機能誘導区域見込地での実施が可能。 |
| | 問合せ先 | ①国土交通省都市局都市計画課 (Tel)03-5253-8409 ②・⑤(4) 国土交通省都市局市街地整備課 (Tel)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課 (Tel)03-5253-8515 ③国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室 (Tel)03-5253-8954 ④国土交通省都市局まちづくり推進課 (Tel)03-5253-8407 ⑤(1),(2)国土交通省都市局公園緑地・景観課 (Tel)03-5253-8419 ⑤(3)国土交通省都市局街路交通施設課 (Tel)03-5253-8415 ⑥文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 (Tel):03-6734-2000 |

| | 政策名 | 地域公共交通の再生 |
|--------|-----|--|
| 1 — ii | 目的 | 拠点エリア同士や拠点エリアと居住エリアを結ぶ公共交通ネットワークの形成等地域内の公共交通の充実を推進するとともに、環境性能に優れた自動車により持続可能な地域交通の確保に貢献することを目指す。 |
| | | ✓制度> ①地域公共交通活性化再生法改正案 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、 ・市町村等による地域公共交通網形成計画の作成 ・同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成 ・同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例(計画の維持を困難とするような行為の防止、事業が実施されない場合の勧告・命令等) 等について定める。 <予算> |
| | 概要 | ②地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度306億円、補助率1/2以内等) ◆地域の特性に応じた生活交通の確保維持 ・過疎地域等における幹線バス、デマンドタクシー等の運行 ・離島航路・航空路の運航 ・バス車両の更新等 ◆快適で安全な公共交通の構築 ・鉄道駅におけるホームドア・エレベーターの整備、ノンステップバスの導入等 ・LRT・BRTの整備、ICカードの導入・活用等 ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備等 ・公共交通の充実を図るための計画策定等の支援 ・地域の関係者間の適切な役割分担と合意の下で地域公共交通の充実を図るための新たな計画の策定に資する調査等 ・バスからデマンドタクシーへの転換等の生活交通の確保等に係る地域の合意形成に資する調査 ・公共交通マップの作成等を通じた地域ぐるみでの利用促進 |
| | | ③社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数) 社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。 (1) 都市・地域交通戦略推進事業 集積する生活機能等へのアクセスを確保するため、公共交通や歩行空間の 整備等への支援 (2) 都市再生整備計画事業(都市再構築戦略事業) まちの拠点における都市の生活を支える都市機能(医療・福祉・子育て支援・ 教育文化・商業)の整備・維持を支援 |
| | | ④地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進(平成26年度3.1億円、補助率1/2等) (1) 予算事業の概要 ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通事業のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や事業者による電気自動車の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。 (2)支援内容 〈電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助〉バス・タクシー・トラック:車両本体価格の1/2・1/3 〈充電施設の導入補助〉 バス・タクシー・トラック:導入費用の1/2・1/3 |

| 1 — ii | 概要 | (5)超小型モビリティの導入促進(平成26年度2.0億円、補助率1/2等) (1)予算事業の概要 超小型モビリティは、交通の省エネルギー化とともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。その普及の前提となる関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援。 (2)支援内容 〈超小型モビリティの導入〉 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあっては1/3) 〈事業計画の立案〉 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあっては1/3) 〈導入効果検証の実施〉 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあっては1/3) |
|--------|------|---|
| | 留意事項 | ①地域公共交通活性化再生法改正法案を第186回国会に提出中。 |
| | 問合せ先 | ①·②国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 (Tel)03-5253-8275 ③(1)国土交通省都市局街路交通施設課(Tel)03-5253-8415 ③(2)国土交通省都市局市街地整備課(Tel)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課(Tel)03-5253-8515 ④·⑤国土交通省自動車局環境政策課(03-5253-8604) |

| | 政策名 | 中心市街地活性化 |
|---------|-----|--|
| | 目的 | 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。 |
| 1 — iii | 概要 | (①・②・③) 1. 中心市街地活性化法改正案(※今国会に改正法案を提出中) (1)民間投資を喚起する重点支援制度の創設 中心市街地径が活力内上事業と経済産業大臣が認定した上で、同事業に対し、予算、税制、政策融資といった支援策を講じる。 ・予算・中心市街地活性化事業(中心市街地再興戦略) (平成25年旗工45億円、補助率2/3以内等) 中心市街地再興戦略事業費補助金 (平成26年度6.9億円、補助率2/3以内等) 戦略的中心市街地エルギー有効利用事業費補助金 (平成26年度3.2億円、補助率2/3以内等) ・税制・建物等の制管付置(5年間、30%)、登録免許税の1/2軽減・政策金融・中小機構による市町村を通じた無利子融資・施設整備者及び店子に対する一層の低利融資・規制手籍・地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等 (2)中心市街地の活性化を図る措置の拡充中心市街地の商業の活性化に向けたまちづくり会社等のまちおこし事業(民間中心市街地商業活性化事業)を経済産業大臣が認定した上で、同事業に対し資金調達の円滑化といった支援策を講じる。 (3)規制の特例措置の創設市町村が地地商業活性化事業)を経済産業大臣が認定した上で、同事業に対し資金調達の円滑化といった支援策を講じる。 (3)規制の特例措置の創設市町村が作成する「中心市街地活性化基本計画」が認定を受けた場合に、オープンカフ手等の設置に限しての道路占用の許可の特例や、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内土制度を創設する。 <予算等 ③中心市街地活性化ソフト事業市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置する。 (5)中心市街地再活性化特別対策事業市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象・完当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。 (6)社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。 ○暮らしにぎわい再生事業要退し、利便性の低下した中心市街地高生でしたの再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、公益施設(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、地域交流施設等)を含む建築物の整備等を支援することにより、にぎわいのあるまちなかとして再生する。 |

| | | , |
|---------|------|--|
| 1 — iii | 概要 | ⑦歩行者移動支援の普及・活用の推進 (1)施策の概要 ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、導入の方向性や効率的な維持更新等の課題について検討し、自治体等が容易に導入の検討を行うためのガイドラインの作成を進めるとともにサービスに必要なアプリ、データを提供し、自治体等によるサービス導入に資する。 (2)具体的な支援内容 歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス サービス構築に必要となる場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供 |
| | 留意事項 | ①今国会に提出している「中心市街地の活性化に関する法律の一部を 改正する法律案」の可決・施行後に利用が可能。また、審議の状況により、 支援内容が変更される可能性がある。 ⑦歩行者移動支援の普及・活用の推進については国が所有するアプリやデータの 使用許諾が必要。 |
| | 問合せ先 | ①·②·③経済産業省中心市街地活性化室(Tel)03-3501-3754 ④·⑤総務省自治行政局地域振興室(Tel)03-5253-5533 ⑥国土交通省都市局市街地整備課(Tel)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課(Tel)03-5253-8515 ⑦国土交通省総合政策局総務課政策企画官(総合交通体系担当) (併)政策統括官付(Tel)03-5253-8794 |

| | 政策名 | 地域包括ケアシステム構築 |
|--------|-----|--|
| | 目的 | 今後の高齢化を見据えながら、地域における医療の総合的な確保を含め、医療や介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会を構築するとともに、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らせるスマートウェルネス住宅・シティの実現を推進する。 |
| 1 — iv | 概要 | (利度) (1) |

| 1 — iv | 概要 | |
|--------|------|--|
| | 留意事項 | 貸住宅の整備費等に関し、国が地方公共団体に対して補助を行う。 ①・② 平成26年通常国会に提出した「医療介護総合確保推進法」の成立が前提。 新たな財政支援制度については、医療を対象として平成26年度から実施し、 介護については平成27年度から実施。 ④スマートウェルネス住宅等推進事業の募集は4月予定。 |
| | 問合せ先 | ①·②厚生労働省老健局高齢者支援課(TeL)03-3595-2888 厚生労働省老健局振興課(TeL)03-3595-2889 厚生労働省医政局指導課(TeL)03-3595-2194 ③国土交通省住宅局住宅総合整備課(TeL)03-5253-8506 ④国土交通省住宅局安心居住推進課(TeL)03-5253-8952 ⑤国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室(TeL)03-5253-8517 国土交通省住宅局住宅総合整備課(TeL)03-5253-8506 |

| | 政策名 | 地方中枢拠点都市(圏)・定住自立圏の形成 |
|-------|-----|---|
| | 目的 | 「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進する。 |
| | | (制度〉 ①地方自治法の改正による「連携協約」制度の創設 (制度の概要) ・地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び 役割分担を定めるもの。 連携協約に係るトラブルがあれば、申請により都道府県や総務省が任命する 自治紛争処理委員が間に入ることで解決を図る。 ・議決を経ることで首長間だけでなく団体間で安定的に連携。 ・地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が、(1)圏域全体の 経済成長の牽引、(2)高次の都市機能の集積、(3)生活機能サービスの向上の 各役割ごとに具体的な取組を記載した連携協約を締結し、連携を推進。 定住自立圏を形成する際にも活用可能。 〈予算等〉 ②新たな広域連携モデル構築事業 ・地方中枢拠点都市(圏)等の新たな広域連携の取組を推進するため、国が積極的に支援 して先行的なモデルを構築 (平成26年度当初予算1.3億円) |
| 1 _ v | | ③機能連携広域経営推進調査事業 ・市町村域を越えた圏域において、人・モノ・金等の流れを生み出し圏域の活性化を図るため、圏域内の産学金官民が連携し、拠点等の整備・運営等を行う事業を支援し、他の地域のモデルとなりうる先進事例を構築(平成26年度当初予算1.0億円) |
| 1 — v | 概要 | (4)地方財政措置 (1)地方中枢拠点都市(圏) ・前述の(1)~(3)の役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して地方 財政措置(普通交付税及び特別交付税)。 (3)の役割については、近隣市町村に対しても地方財政措置。 ・今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業(前述)を検証し、 地方財政措置の詳細について具体化。 (2)定住自立圏 ・包括的財政措置(特別交付税)(中心市:8,500万円程度、 周辺市町村:1,500万円を基本に算定し、特別交付税措置) ・外部人材の活用に対する財政措置(1市町村あたり3年間、700万円上限に 特別交付税措置) ・個別の施策分野における財政措置(病診連携等による地域医療の確保に 要する経費(措置率0.8、上限800万円)を特別交付税措置) ・地域おこし企業人交流プログラム(三大都市圏内に本社機能がある |
| | | 民間企業に勤務する社員を1~3年間受け入れるために要する経費 (1人あたり350万円上限)に対して特別交付税措置) 等 ⑤中心市街地活性化ソフト事業 市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置する。 |
| | | ⑥中心市街地再活性化特別対策事業 市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、中心市街地の活性化に関する法律に基づき内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。 |

- ⑦社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数)
 - 社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。
 - (1) 都市公園等事業(ストック再生緑化事業)

既存建築物等のストックを活用した都市環境の改善を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、公共公益施設の緑化や、公開はち方式る民間建築物等の緑化に対して支援。

公開性を有する民間建築物等の緑化に対して支援

(2) 都市公園等事業(市民緑地等整備事業) 低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力 向上を図るため、居住や都市機能を誘導すべきエリアにおいて、

低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援

(3) 都市・地域交通戦略推進事業 集積する生活機能等へのアクセスを確保するため、公共交通や 歩行空間の整備等への支援

(4) 都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれる まちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、 地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を支援

⑧先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンプラン・パートナーシップ事業) 地域における戦略的な再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組について、事業化にあたっての設備導入に対して支援するほか、必要に応じてFS調査・事業化計画策定から一貫して支援。

<対象事業>

- (1)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定·FS調査事業 ア 自然公園地域における再エネ等導入事業化計画、
 - 自然共生型低炭素地域づくり計画(委託)
- イ 地方公共団体実行に計上された事業等の事業化検討支援(間接補助)
- ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助)
- (2)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助)
- A 地方公共団体実行に計上された事業等に係る設備導入等への支援
- B 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業
 - ア 自然公園における低炭素地域づくり事業
 - イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な 低炭素地域づくり事業に必要な設備導入等への支援

<対象者>

- (1)ア:民間団体等, イ:地方公共団体、民間団体等, ウ:地方公共団体、民間団体等
- (2)A: 地方公共団体、民間団体等, B-ア: 民間団体, B-イ: 地方公共団体、民間団体等

<補助率等>

- (1)ア 委託
 - イ 間接補助(執行団体を経由、地方公共団体:定額、民間団体等:1/2、 いずれも上限1,000万円)
 - ウ 補助(地方公共団体:定額、民間団体等:1/2、いずれも上限1,000万円)
- (2)A, B-ア, B-イ 間接補助(執行団体を経由、地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2)
- 96次産業化、農商工連携等による高付加価値化

農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対して出資等による支援を実施。

- (1)6次産業化ネットワーク活動整備交付金
 - (平成25年度補正19.8億円、補助率1/2以内等)
- (2)6次産業化ネットワーク活動交付金
 - (平成26年度21.3億円、補助率1/2以内等)
- (3)6次産業化ネットワーク活動支援事業
- (平成26年度2.2億円、補助率1/2以内等)
- (4)農林漁業成長産業化ファンドの本格展開
 - (平成26年度150億円(財投資金))

1-v 概要

| | | ⑩都市農村共生・対流総合対策交付金集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援。 〈事業メニュー〉 1. 集落連携推進対策:農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 2. 人材活用対策:地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援 3. 施設等整備対策:活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援 |
|-------|------|--|
| | 概要 | ①農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農 山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合 的取組を交付金により支援。 |
| 1 — v | | 具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。 (1)定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) (2)定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3)農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設) (4)その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5)(1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業)) |
| | 留意事項 | ②「新たな広域連携モデル構築事業」及び③「機能連携広域経営推進調査事業」の 提案募集は本年4月頃を予定。 ⑧個別の事業ごとに、公募開始予定時期は異なるが、例えば⑧(1)イ、(2)A,Bの間接補助事業にあっては、予算成立後できるだけ早く執行団体から公募を行う予定。 ⑨(平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金:終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金:都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動支援事業:3月4日に公募終了 ⑩本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。 また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。 ⑪平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。 |
| | 問合せ先 | ①・②・③・④ (地方中枢拠点都市(圏)) 総務省自治行政局市町村課 (TeL)03-5253-5516 (定住自立圏) 総務省地域力創造グループ地域自立応援課 (TeL)03-5253-5391 ⑤・⑥総務省自治行政局地域振興室 (TeL)03-5253-5533 ⑦(1)・(2)国土交通省都市局公園緑地・景観課 (TeL)03-5253-8419 ⑦(3)国土交通省都市局街路交通施設課 (TeL)03-5253-8415 ⑦(4)国土交通省都市局市街地整備課 (TeL)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課 (TeL)03-5253-8515 ⑧環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 (TeL)03-5521-8234 ⑨農林水産省食料産業局産業連携課 (TeL)03-6738-6473 ⑩農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 (TeL)03-3502-5946 ⑪農林水産省農村振興局整備部農村整備官 (TeL)03-3501-0814 |

| | 政策名 | 低炭素・循環型の都市地域の形成 |
|--------|-----|---|
| | 目的 | 低炭素・循環型の都市地域の形成に向け、自治体・民間団体等の取組を支援するもの。都 市機能の集約化等による低炭素まちづくりの実現を目指す。 |
| 1 — vi | 概要 | 〈制度〉 ①都市の低炭素化の促進に関する法律 ○市町村は、人口と建築物が相当程度集中する都市部において、都市機能の集約化とこれと連携した公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的な利用、みどりの保全・線化の推進などによる低炭素まちづくりの促進に関する計画(「低炭素まちづく計画」)を作成することができる。 ○低炭素まちづくり計画には、その区域のほか、おおむね以下の事項を記載することができる。・都市機能の集約を図るための拠点となる地域の整備に関する事項・公共交通機関の利用の促進に関する事項・化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に関する事項・提地の保全及び線化の推進に関する事項・とっての実質性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスのが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに関係金を呼び込むため、これらのプロジェクトと出資により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して恒度なフロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサファンドの組成の拡大を図り、サファンドを造成に出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低度条化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。 ・第:地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金 第・第:地域低炭素投資促進ファンドが配金の、で収定20年度当初予算 46億円) 基金事業: 1. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が地域低炭素投資促進ファンドからの支援。 1. 対象事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実件: 事業の実施により一酸化炭素排出量が抑制・削減されること。 2. 出資先: 対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド) ③先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(グリーンブラン・パートナーシップ事業)地域における最齢的な再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取組につて、事業化にあたっての設備導入に対して支援するほか、必要に応じて下S調査事業 P 自然会から可量して支援、スカスキーのではよりでは関係権助)カカエスサーは対しる展別では対して支援、スカストーののは大きがは対して支援、スカスキーのの支援 B 自然生がはがくりも素、ア 自然公園における再エネ等等(入事業化・日のの大き行との表別を指します。 (2)再エネ・4エネ股標の大き行と表別を指すが、必要に応じて下S調査事業 P 自然会がな地域における再エネ等等、(入財に検討) カカム共同体実行に計上された事業等にの数字を対しまれた。 (2)再エネ・4エス股係の大きに関係を制助、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの省に対し、2・中のの名に対し、2・中のの省に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中のの名に対し、2・中の名に対し、2・中の名に対し、2・中の名に対し、2・中の名に対し、2・中の名に対し、2・中のの名に対し、2・中の名に対し、2・中の名に対し、2・中のの名に対し、2・中の名に対し、2・中の名は、2・中のの名は、2・中の、2・中の、2・中の、2・中の、2・中の、2・中の、2・中の、2・中の |

④地域バイオマス産業化推進事業

(1)事業概要

バイオマス事業化戦略(平成24年9月策定)において、原料生産から収集・運搬、製造・ 利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境に やさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとさ れており、本事業ではそのための支援を実施。

(2)予算

バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想作りを支援。 (平成26年度0.3億円、補助率定額)

・地域バイオマス産業化整備事業:バイオマス産業都市構想に位置づけられた 事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設を整備。 (平成26年度10億円、補助率1/2以内)

⑤地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大

地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m3発生するとともに、森林資源が 年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地 域の活性化等を図る。

民間団体等が行う以下の事業に対して補助金を交付する。

- (1) 木質バイオマス利用支援体制構築事業【補助率:定額】
- (ア) 発電・熱供給・熱電併給推進のための調査支援 未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のため、 未利用木質バイオマスの効率的利用に向けた 現状の諸課題に対し、 課題解決に必要な調査・分析を行う。
- (イ) 相談・サポート体制の確立支援

全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた 相談窓口の設置や課題解決に必要な技術者の派遣を支援する等、 サポート体制の構築を行う。

(2) 木質バイオマス加工・利用システム開発等事業【補助率:定額】 未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や、 発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、 試験生産、実証プラントの整備等を行う。

⑥地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト)

(1)事業概要

「地域の元気創造プラン」に基づき、電力の小売自由化による7.5兆円規模の市場の創 出を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進し、自立的で持続可能な地域 エネルギーシステムを構築する。

(予算)

- •平成25年度補正6.2億円、平成26年度当初0.4億円
 - →現在、31団体(10パターン)で予備調査を実施中
 - →平成26年度にマスタープランを策定
- ⑦コンパクトシティ形成支援事業(平成26年度2.53億円、補助率1/2以内等)

(1)事業概要

低炭素まちづくり計画策定を支援するとともに、郊外部の医療、福祉、教育文化施設等 の拠点への移転の促進のため、旧建物の除去処分、移転跡地の緑地等整備を支援

⑧社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数)

社会資本整備総合交付金を活用して下記の事業等を実施。

(1) 集約都市開発支援事業

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、低炭素まちづくり計画 区域内で実施される認定集約都市開発事業及び同事業と関連して実施される事業を -体的に支援することにより、都市の低炭素化に係る取組を促進する。

⑨スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金

スマートコミュニティの導入に向けた調査(フィージビリティスタディ)に係る取組に対する 補助

〇予算 :スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 (平成25年度予算2.7億円、平成26年度予算2.7億円、定額補助)

⑩次世代エネルギー技術実証事業費補助金

スマートコミュニティの構築に向けた実証事業に係る取組のうち、「次世代エネルギー・社 会システム実証事業」を補完する技術やアイデアを活用し、技術的・制度的課題を解決す るための実証に対する補助

〇予算:次世代エネルギー技術実証事業費補助金 (平成25年度予算21.8億円、平成26年度予算12.5億円、 補助対象経費の1/2以内)

1 — vi

| 1 — vi | 概要 | ①再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 複数の再生可能エネルギー熱源、蓄熱槽、下水熱・河川等の公共施設を有機・一体的に 利用するシステムの構築に向けた案件形成調査事業および実証事業に対する補助。 〇予算:再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 (平成25年度予算27.5億円、平成26年度予算16億円、 案件形成調査調査:定額、実証事業:補助対象経費の1/2) |
|--------|------|---|
| | 留意事項 | ②・③ 個別の事業ごとに、公募開始予定時期は異なるが、例えば③(1)イ、(2)A,Bの間接補助事業にあっては、予算成立後できるだけ早く執行団体から公募を行う予定。 ④地域バイオマス産業化整備事業を行うためには、バイオマス産業都市に選定されていることが条件。選定されていない場合は、バイオマス産業都市構想を策定し、選定手続きを取る。 <平成26年度当初予算> 両事業ともに2月21日に公募終了 ⑤(1)については、公募済。(2)については、平成26年3月~5月に公募予定。 ⑨スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金の公募は4月予定。 ⑩次世代エネルギー技術実証事業費補助金の公募は4月予定。 ⑪再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金の公募は4月予定。 |
| | 問合せ先 | ①国土交通省都市局都市計画課(Tel)03-5253-8409 ②環境省総合環境政策局環境経済課(Tel)03-5521-8240 ③環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 (Tel)03-5521-8234 ④農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課(Tel)03-6738-6479 ⑤林野庁林政部木材利用課(Tel)03-6744-2297 ⑥総務省地域力創造グループ地域政策課(Tel)03-5253-5523 ⑦国土交通省都市局まちづくり推進課(Tel)03-5253-8407 ⑧国土交通省都市局市街地整備課(Tel)03-5253-8412 国土交通省住宅局市街地建築課(Tel)03-5253-8515 ⑨・⑩経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室 (Tel)03-3580-2492 ⑪経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室 (Tel)03-3580-2492 |

| | 政策名 | 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成 |
|---------|------|--|
| | 目的 | 公立学校における教育の円滑な実施を確保するとともに、高齢者の生 涯学習を通じた地域コミュニティの再生を目指す。 |
| 1 — vii | 概要 | (予算> ①公立学校施設整備費 地方公共団体が行う公立学校施設の整備に要する経費を補助。学校施設の複合化・集約化に資する主な事業は次のとおり。 ○統合事業 ・事業内容:学校統合による学校の新増築 ・補助率:1/2 ・対象校:小中 ○改築 ・事業内容:構造上危険な状態にある建物や耐震力不足の建物の建で替え ・補助率:1/3(Is値0.3未満は1/2) ・対象校:幼・小中・中等前期・特支 ○大規模改造(統合) ・事業内容:学校統合による既存施設の改修 ・補助率:1/3 ・対象校:小中 ○地域・学校連携施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・補助率:1/3 ・対象校:小中・中等前期・特支 ②生涯学習を通じた高齢者の地域づくり参画促進事業高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催。等 |
| | 留意事項 | |
| | 問合せ先 | ①文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 (Tel.):03-6734-2000 ②文部科学省生涯学習政策局社会教育課 (Tel.)03-6734-3080 |

| | 政策名 | 地場産業振興・生活機能確保 |
|------|------|--|
| | 目的 | 地域資源を活用した地場産業の振興や日用品の買物支援といった日常生活機能の確保等の総合的な取組を支援することを目的とする。 |
| | 概要 | |
| | | ②小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援事業 地域の資源を活用し、1)小規模事業者等が連携して行う世界に通用するブランド確立の ための海外販路開拓等の取組や、2)小規模事業者等が地域資源活用促進法に基づき 行う商品開発等の取組を支援する。 |
| 2— i | | ③6次産業化、農商工連携等による高付加価値化 農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対して出資等による支援を実施。 (1)6次産業化ネットワーク活動整備交付金 (平成25年度補正19.8億円、補助率1/2以内等) (2)6次産業化ネットワーク活動交付金 (平成26年度21.3億円、補助率1/2以内等) (3)6次産業化ネットワーク活動支援事業 (平成26年度2.2億円、補助率1/2以内等) (4)農林漁業成長産業化ファンドの本格展開 (平成26年度150億円(財投資金)) |
| | | ④農山漁村活性化プロジェクト支援交付金地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。(1)定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備(基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設)(2)定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備(簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設)(3)農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備(地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設)(4)その他農林水産省令で定める事業(遊休農地解消支援、自然・資源活用施設)(5)(1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務(創意工夫発揮事業(地域が提案する事業)) |
| | 留意事項 | ③(平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金 : 終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金:都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動支援事業:3月4日に公募終了 ④平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。 |
| | 問合せ先 | ①総務省地域力創造グループ過疎対策室 (TeL)03-5253-5536 ②経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課 (TeL)03-3501-1767 ③農林水産省食料産業局産業連携課 (TeL)03-6738-6473 ④農林水産省農村振興局整備部農村整備官 (TeL)03-3501-0814 |

| | 政策名 | 「小さな拠点」形成 |
|-------|-----|--|
| 2— ii | 目的 | 小学校区など複数の集落が散在する地域において、「小さな拠点」づくりを通じ、持続可能な集落 地域づくりを推進する。 |
| | 概要 | 【・予算〉 ①「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成(平成26年度 0.75億円) (1)予算事業の内容 人口減少や高齢化が進む集落地域において、商店・診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」の形成に向けた合意形成・プランづくりを進めるに当たり生じる課題及びその解決手法を調査・分析するためのモニター調査を予定しており、その調査の中で「小さな拠点」づくりを主体的に進める集落地域に根ざした地域団体に対し、調査に必要な経費を支出 (2)支援内容 上記モニター調査を実施するに当たり生じる経費(例えば、地域住民の意向を把握するためのアンケート印刷費・郵送費、プラン検討会の開催費などの実費)を事業費から支出。(限度額:1地域当たり300万円程度、調査地域数:15地域) ②集落活性化推進事業(平成26年度 3.1億円) |
| | | 人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)において、定住人口及び交流人口の流出抑制を目的として、市町村等が廃校舎等の既存公共施設を再編し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業について補助(補助率1/2以内)。 また平成26年度において、「小さな拠点」づくりの計画等を策定している集落で実施する場合には、事業の対象範囲を拡大。 |
| | | ③「道の駅」の多様な機能の強化 (1)「道の駅」の概要 ・「道の駅」は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供並びに地域の振興に寄与することを目的としている。 ・「道の駅」は、駐車場やトイレなどの「休憩機能」、道路情報や地域情報を提供するための「情報発信機能」、地域との交流によりその地域が持つ魅力を知ってもらう「地域の連携機能」の3つの機能を併せ持ち、基本コンセプトは「地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場」となっている。また、大規模災害時には防災機能が発現。 ・「道の駅」の設置者は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体・「道の駅」の登録は、市町村長等からの登録申請により、国土交通省で登録・「道の駅」の整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類・「道の駅」の機能と施設の関係は以下のとおり。 【休憩機能】24時間無料で利用できる駐車場、トイレ【情報提供機能】情報提供施設【地域振興機能】地域の連携機能:文化教養施設、観光レクリエーション施設等 (2)予算事業の概要 ・道路施設等は社会資本整備総合交付金等が使用可能。 ・対象:道路施設等(駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設、防災機能を有する施設) |
| | | ④過疎地域集落再編整備事業 定住促進団地整備事業 定住促進空き家活用事業 集落等移転事業 季節居住団地整備事業 (平成26年度1.2億円、交付率:1/2以内) |
| | | ⑤過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、地域間交流施設等を整備する際に要する経費に 対して補助 (平成26年度0.8億円、交付率:1/3以内) |

| | | ⑥都市農村共生•対流総合対策交付金 |
|-------|------|---|
| | | 集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。 |
| | | 子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援 <事業メニュー> |
| | | 1. 集落連携推進対策:農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・ 観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 |
| | | 2. 人材活用対策:地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な 受け入れを支援 |
| | | 3. 施設等整備対策:活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の 補修等を支援 |
| | | 【各省連携プロジェクト】 〇子ども農山漁村交流プロジェクト |
| | | 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、 農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援。 〇「農」と福祉の連携プロジェクト |
| | | 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援。 〇空き家・廃校等活用交流プロジェクト |
| | 概要 | 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。 |
| | | ⑦農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 |
| | | 地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山 漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的 取組を交付金により支援。 |
| | | 具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。 (1) 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び 施設の整備 |
| | | (基盤整備、生產機械施設、処理加工·集出荷貯蔵施設、新規就業者技術 習得管理施設) |
| 2- ii | | (2)定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設 の整備 |
| | | (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3)農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用 |
| | | 交流学習施設) (4)その他農林水産省令で定める事業 |
| | | (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5)(1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業 |
| | | 又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業)) |
| | | ①「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成 手続きスケジュール(予定) |
| | | 1 |
| | | 8~2月頃 モニター調査の実施 ②集落活性化推進事業 |
| | 留意事項 | 9~11月 市町村等の要望確認 12~1月 事業構想調書の提出 |
| | | 1~2月 事業評価 3~4月 交付内示 |
| | | ⑥本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。 また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。 ⑦平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。 |
| | | |
| | | ①国土交通省国土政策局総合計画課 (TeL)03-5253-8365 ②国土交通省国土政策局地方振興課 (TeL)03-5253-8403 |
| | 問合せ先 | ③国土交通省道路局 国道・防災課 (Tel)03-5253-8493 ④・⑤総務省地域力創造グループ過疎対策室 (Tel)03-5253-5536 ⑥農林水産劣農村振興民農村政策部都市農村交流課 (Tel)02-2502-5046 |
| | | ⑥農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課(TeL)03-3502-5946 ⑦農林水産省農村振興局整備部農村整備官(TeL)03-3501-0814 |
| | | |

| | 政策名 | 都市と農村の交流 |
|-------|-----|--|
| | 目的 | 農山漁村での様々な体験を通じた子どもたちの生きる力の育成するとともに、都市と農山漁村の交流を創出することによる農山漁村地域の再生や活性化を図る。 |
| 2—iii | 概要 | ▼季字 ①都市農村共生・対流総合対策交付金 集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ 豊かな自然や「食」を活用した地域の手ではり活動を支援して、都市と農村の共生・ 対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。 子どもの農山漁村宿泊体験や福祉機園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型 交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と 連携して軍点的に支援。 〈事業メニュー〉 1、集落連携推進対策・農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等 に活用する地域の手づくり活動を支援 2、人材活用対策・地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な 受け入れを支援 3. 施設等整備対策・活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の 補修等を支援 【各省連境プロジェクト 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験 等を推進するため、展山漁村における宿泊体験施設・教育 農園、受入体制の 整備等を支援。 ○「農」上福祉・連携プロジェクト 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉・農 等を推進するため、展出漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の 整備等を支援。 ○ごき家・廃校等活用交流プロジェクト 高齢者や障害者を対象とした研修会の開催、農業専門家の 派道等を支援。 ○空き家・廃校等活用交流プロジェクト 農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や 多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の 据り起こし、あっせん等を推進。 ②「農」のある暮らしづり受付金 都会で暮らす人々の中では計農」のある暮らしを楽しみたいとの要望が拡大して います。また、高齢者ので限書を推進。 ②「農」のある暮らしづりり交付金 都市の住民が農」と触れあう機会を増やしていため、住民、NPO、 農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援 こ、このある暮らしづりり整備対策 (1)市民が多様な目めで「農」と関わるための施設 等について、その整備に要する経費を支援 (2)地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設 等について、その整備に要する経費を支援 (2)地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設 等について、その整備に要する手がの施設 第一位のよる計画策定と、当該計画に基づく交流農園、農産物直売所等の 整備を支援 〇「農」と福祉の連携プロジェクト 「農」のある暮らしを楽しみたいという都市住民のニーズに応え、円卓会議等での 住民参加による計画策定と、当該計画に基づく交流農園、農産物直売所等の 整備を支援 〇「農」と福祉の連携プロジェクト 高齢者や障害者が取りまするための施設 (3)「農のある暮らしを楽しみたいという都市住民のニーズに応え、円卓会議等での 住民参加による計画策と、当該計画に基づく交流機関等。 〇「農」を楽しかる暮らしたのの施設 (5) 「農産物の産業を支援 (6) 「農産物の産業を支援 (7) 「農産・産業のの構造を支援 (8) 「農産・産業のの開設・を支援 (8) 「農産・産業のの開設・を支援 (9) 「農産・産業のの開設・を支援 (1) 「市会・産業のの開設・を支援 (2) 地域の連携が、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 |

| | ī | |
|-------|------|--|
| 2—iii | 概要 | ③農山漁村活性化プロジェクト支援交付金地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。 (1)定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備(基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) (2)定住等を促進するための集落における排水処理施設 その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3)農林漁業の体験のための施設をの他の地域間交流の拠点となる施設の整備(地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設) (4)その他農林水産省令で定める事業(遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5)(1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務(創意工夫発揮事業(地域が提案する事業)) (4)森林・山村多面的機能発揮対策地域住民、森林所有者、林業者、NPO、民間団体等が設立する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全管理や広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。 1年度での支援内容及び交付単価及び上限は次のとおり。 (1)【地域環境保全タイプ】・うち、農入竹・竹林整備(38万円/ha)・うち、農入竹・竹林整備(38万円/ha)・うち、農入竹・竹林整備(38万円/ha)・第を周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動に対する支援(2)【森林資源利用タイプ】(16万円/ha)集落周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動に対する支援(3)【森林空間利用タイプ)(5万円/回、上限12回)森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等に対する支援(3)【森林空間利用タイプ、森林資源利用タイプの取組に必要な資機材に対する支援※1活動組織当たり、上限500万円。 |
| | 留意事項 | ①・② 本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。 また、平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。 ③平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。 ④森林・山村多面的機能発揮対策交付金の1回目の公募は3月~4月を目処に実施。 時期及び第2回目の実施については各都道府県の地域協議会が定める。 |
| | 問合せ先 | ①·②農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課(Tel)03-3502-0033 ③農林水産省農村振興局整備部農村整備官(Tel)03-3501-0814 ④林野庁森林整備部森林利用課(Tel)03-3502-0048 |

| | | , |
|------|-----|---|
| 2—iv | 政策名 | 医療体制の確保、地域包括ケア等 |
| | 目的 | 今後の高齢化を見据えながら、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会を構築する。また、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築し、医療の総合的な確保を促進するとともに、山間部や離島などのへき地における、地域住民に対する医療提供体制の確保を図る。あわせて高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らせるスマートウェルネス住宅・シティの実現を推進する。また情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保する。 |
| | 概要 | (制度> ①介護保険法改正案 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、地域の実情や特性に応じて構築するために、地域支援事業の充実を行う。 ○改正概要 ・生活支援サービスの充実・強化 ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が提供する多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを行えるよう、「生活支援サービスコーディネーター」の配置等を行う。 ・地域ケア会議の推進 個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築や基盤整備につなげるなど、実効性のあるものとして定着・普及させる。 ・認知症施策の推進 認知症の初期段階から対応すべく、認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援推進員等設置事業及び認知症ケア向上推進事業を実施する。 ・在宅医療・介護連携の推進 市町村が主体となり、地区医師会等と連携しつつ、在宅医療・介護連携の推進に取り組む。 |
| | | ○予算:地域支援事業交付金(平成26年度642億円) ※全市町村で実施。 ②地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の改正による、新地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設することとしている。具体的には、各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した計画に基づき事業を実施することとしている。 ※平成26年度においては、都道府県に総額904億円の基金を設け、 (1)病床の機能分化・連携、 (2)在宅医療の推進、 (3)医療従事者等の確保・養成に係る事業について、都道府県が市町村や地域の医療関係者と十分に協議・調整を行った上で、地域の実情に応じて活用できるようにする。 <予算> |
| | | ③へき地の医療提供体制の確保に係る財政支援 巡回診療等の医療支援を行うへき地医療拠点病院やへき地において医療を提供するへき地診療所等に対する運営費及び施設・設備整備費の支援を行う。 〇へき地保健医療対策費 へき地医療拠点病院、へき地診療所等の運営に対する財政支援 〇医療施設等施設整備費 へき地医療拠点病院、へき地診療所等の施設整備に対する財政支援 〇医療施設等設備整備費 へき地医療拠点病院、へき地診療所等の医療機器などの設備整備に対する財政支援 財政支援 |

| 2—iv | 概要 | ②地域医療の充実のための遠隔医療補助に係る財政支援情報通信機器を活用して病理画像、X線画像、動画等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。 ○医療施設等設備整備費地域医療充実のための遠隔医療設備に対する財政支援 ⑤社会資本整備総合交付金(平成26年度政府予算約9,124億円の内数)(1)公営住宅整備事業等高齢者も含めた低額所得者に対し公営住宅を供給する場合、整備費や家賃低廉化助成に対して、国が地方公共団体に対して補助を行う。 ⑥スマートウェルネス住宅等推進事業(平成26年度政府予算340億円)(1)サービス付き高齢者向け住宅整備事業サービス付き高齢者向け住宅整備事業サービス付き高齢者向け住宅整備事業高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定確保や地域住民の健康の維持・増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティ活動の活性化等の取組みに関する計画(スマートウェルネス計画)に基づき、住宅団地等における併設施設の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。(3)スマートウェルネス計画)に基づき、住宅団地等における併設施設の整備費に対して、国が民間事業者等に補助を行う。(3)スマートウェルネスは宅等推進モデル事業高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業として選定されるものに対し補助を行う。 |
|------|------|--|
| | 留意事項 | ①・② 平成26年通常国会に提出した「医療介護総合確保推進法」の成立が前提。 新たな財政支援制度については医療を対象として平成26年度から実施し、 介護については平成27年度から実施。 ③・④ へき地保健医療対策費、医療施設等施設整備費及び医療施設等設備 整備費については、都道府県を通じ、各医療機関へ補助する仕組み ⑤スマートウェルネス住宅等推進事業の募集は4月予定。 |
| | 問合せ先 | ①·②·③ 厚生労働省老健局高齢者支援課(Tel)03-3595-2888 厚生労働省老健局振興課(Tel)03-3595-2889 厚生労働省医政局指導課(Tel)03-3595-2194 ④厚生労働省医政局研究開発振興課医療技術情報推進室 (Tel)03-3595-3412 ⑤国土交通省住宅局住宅総合整備課(Tel)03-5253-8506 ⑥国土交通省住宅局安心居住推進課(Tel)03-5253-8952 |

| | | 生活交通・情報通信の確保・維持 |
|-----|---------|---|
| | 政策名 | |
| | 目的 | 公共交通空白地域への新たなサービスの導入等生活交通の確保・維持を行うと ともに、環境性能に優れた自動車により持続可能な地域交通の確保に貢献する ことを目指す。また、自治体等による自発的な歩行者移動支援サービスの導入を 支援し、サービスの普及を推進する。 |
| 2-v | 概要 | (制度) (・物度) (・物度) (・物度) (・地域公共交通活性化再生法改正案 (1) 改正率項の概要 |

| | I | Tarran and a second |
|-----|------|---|
| 2-v | 概要 | (1)施策の概要 ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、導入の方向性や効率的な維持更新等の課題について検討し、自治体等が容易に導入の検討を行うためのガイドラインの作成を進めるとともにサービスに必要なアプリ、データを提供し、自治体等によるサービス導入に資する。 (2)具体的な支援内容・歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス・サービス構築に必要となる場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供 ⑥携帯電話等エリア整備事業 |
| | | 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島など)において、市町村が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備に対して補助金を交付する。 ア 事業主体:地方自治体(市町村) ←基地局施設無線通信事業者 ←伝送路施設イ対象地域:地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)ウ補助対象:基地局費用(鉄塔、局舎、無線設備等) 伝送路費用(※中継回線事業者の設備の10年間の使用料) |
| | | エ 負担割合:100世帯未満 国2/3、 100世帯以上 国1/2 オ 予算:平成26年度 15億円 ⑦情報通信利用環境整備推進事業 医療・健康福祉・教育等の高度な公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する、過疎地・離島等を有する地方公共団体に対し、 |
| | | 事業費の一部を支援する。 ア 事業主体:市町村又はその連携主体 イ 対象地域:条件不利地域(過疎、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、 豪雪地帯)を含む地域 ウ 補助対象:公共分野における利活用を前提とした超高速ブロードバンド サービスの提供に必要となる施設及び設備 エ 補助率:1/3(離島に係る事業にあっては2/3) オ 予算:平成26年度予定額 5.1億円 |
| | 留意事項 | ①地域公共交通活性化再生法改正法案を第186回国会に提出中。 ⑤歩行者移動支援の普及・活用の推進については国が所有するアプリやデータの使用許諾が必要。 ⑥補助金の申請は随時。 ⑦情報通信利用環境整備推進事業・計画期間は平成23年度~平成27年度の5か年を予定している。・公共分野における利活用を前提とした下り最大伝送速度が30Mbps以上のブロードバンドサービスを提供するための施設及び設備を整備する事業であること。・超高速ブロードバンドサービスの提供開始から2年後を目途に整備対象世帯数の半数以上の加入が見込まれること。 |
| | 問合せ先 | ①·②国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課(Tal)03-5253-8275 ③·④国土交通省自動車局環境政策課(Tal)03-5253-8604 ⑤国土交通省総合政策局総務課政策企画官(総合交通体系担当)(併)政策統括官付(Tal)03-5253-8794 ⑥総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課(Tal)03-5253-5894 ⑦総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課(Tal)03-5253-5867 |

| | 政策名 | 低炭素·循環型都市形成 |
|-------|---------|--|
| | 目的 | 低炭素・循環型の都市地域の形成に向け、自治体・民間団体等の取組を支援するもの。 |
| | | ▼第> ①地域低炭素投資促進ファンド創設事業 一定の採算性・収益性が見込まれるが、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援する「地域低炭素投資促進ファンド」を造成する。特に、地域の「目利き力」を活用して優良なプロジェクトに対する支援を展開するため、地域金融機関等と連携してサブファンドの組成の拡大を図り、サブファンドを通じた出資を実施する。これにより、民間資金による投資を更に呼び込み、低炭素化プロジェクトへの投資の一層の拡大を図る。 ・予 算:地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金(平成26年度当初予算 46億円) ・基金事業: 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が地域低炭素投資促進ファンドを造成 地域低炭素投資促進ファンドからの支援 対象事業の要件:事業の実施により二酸化炭素排出量が抑制・削減されること。 出資先:対象事業を行う事業者(対象事業者)又は対象事業者に対し出資を行う団体(サブファンド)。 |
| 2- vi | Jon are | ②先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業) 地域における戦略的な再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の |
| | 概要 | 取組について、事業化にあたっての設備導入に対して支援するほか、必要に 応じてFS調査・事業化計画策定から一貫して支援。 <対象事業> (1)地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業 ア 自然公園地域における再エネ等導入事業化計画、自然共生型 低炭素地域づくり計画(委託) |
| | | イ 地方公共団体実行に計上された事業等の事業化検討支援(間接補助) ウ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくり(補助) (2)再エネ・省エネ設備導入支援事業(間接補助) A 地方公共団体実行に計上された事業等に係る設備導入等への支援 B 自然豊かな地域における低炭素・自然共生型地域づくり事業 ア 自然公園における低炭素地域づくり事業 イ 里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり 事業に必要な設備導入等への支援 |
| | | <対象者> (1)ア:民間団体等, イ:地方公共団体、民間団体等, ウ:地方公共団体、民間団体等 団体等 (2)A:地方公共団体、民間団体等, B-ア:民間団体, B-イ:地方公共団体、民間団体等 <補助率等> |
| | | (1)ア 委託 イ 間接補助(執行団体を経由、地方公共団体:定額、民間団体等:1/2、 いずれも上限1,000万円) ウ 補助(地方の共生体:定額、民間団体等:1/2、いずれも上限1,000万円) |
| | | (2)A, B-ア, B-イ 間接補助 (執行団体を経由、地方公共団体:1/2~2/3, 民間団体等:1/2) |

③地域バイオマス産業化推進事業

(1)事業概要

バイオマス事業化戦略(平成24年9月策定)において、原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を推進することとされており、本事業ではそのための支援を実施。 (2)予算

バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想作りを支援。

(平成26年度0.3億円、補助率定額)

・地域バイオマス産業化整備事業:バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設を整備。

(平成26年度10億円、補助率1/2以内)

④農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

1. 事業概要

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組みについて、事業構想(入口)から運転開始(出口)に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援。

(1)地域における活動への支援

発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組(30地区を予定)

(2)ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催

2 - vi | 概要

発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームを構築する取組を支援。

2. 予算

(平成26年度2億円、補助率:定額)

⑤ 地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大 地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m3発生するとともに、森林 資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林 整備や山村地域の活性化等を図る。

民間団体等が行う以下の事業に対して補助金を交付する。

- (1) 木質バイオマス利用支援体制構築事業【補助率:定額】
- (ア) 発電・熱供給・熱電併給推進のための調査支援 未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のため、 未利用木質バイオマスの効率的利用に向けた現状の諸課題に対し、 課題解決に必要な調査・分析を行う。
- (イ) 相談・サポート体制の確立支援

全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の 設置や課題解決に必要な技術者の派遣を支援する等、サポート体制の 構築を行う。

(2) 木質バイオマス加工・利用システム開発等事業【補助率:定額】 未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や、発電効率の高い 新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、試験生産、実証プラントの 整備等を行う。

| 2 — vi | 概要 | (⑥地域の元気創造プラン(分散型エネルギーインフラプロジェクト) (1)事業概要 「地域の元気創造プラン」に基づき、電力の小売自由化による7.5兆円規模の市場の創出を踏まえた「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築する。 (予算) ・平成25年度補正6.2億円、平成26年度当初0.4億円 →現在、31団体(10パターン)で予備調査を実施中 →平成26年度にマスタープランを策定 ⑦スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 スマートコミュニティの導入に向けた調査(フィージビリティスタディ)に係る取組に対する補助 ○予算:スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金 (平成25年度予算2.7億円、平成26年度予算2.7億円、定額補助) ⑧次世代エネルギー技術実証事業費補助金 スマートコミュニティの構築に向けた実証事業に係る取組のうち、「次世代エネルギー・社会システム実証事業」を補完する技術やアイデアを活用し、技術的・制度的課題を解決するための実証に対する補助 ○予算:次世代エネルギー技術実証事業費補助金 (平成25年度予算21.8億円、平成26年度予算12.5億円、補助対象経費の1/2以内) ⑨再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 複数の再生可能エネルギー熱源、蓄熱槽、下水熱・河川等の公共施設を有機・一体的に利用するシステムの構築に向けた案件形成調査事業および実証事業に対する補助。 ○予算:再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 複数の再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 を複数の再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金 で成25年度予算27.5億円、平成26年度予算16億円、案件形成調査調査:定額、実証事業:補助対象経費の1/2) |
|--------|------|---|
| | 留意事項 | ①・② 個別の事業ごとに、公募開始予定時期は異なるが、例えば【1】(1)イ、(2)①、②の間接補助事業にあっては、予算成立後できるだけ早く執行団体から公募を行う予定。 ③地域バイオマス産業化整備事業を行うためには、バイオマス産業都市に選定されていることが条件。選定されていない場合は、バイオマス産業都市構想を策定し、選定手続きを取る。 〈平成26年度当初予算〉 両事業ともに2月21日に公募終了。 ④(1)のうちH25年度からの継続分及び(2)については、公募終了。 (1)のうちH26年度からの新規分については、4月から公募開始予定。 ⑤(1)については、公募済。(2)については、平成26年3月~5月に公募予定。 ⑦スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金の公募は4月予定。 ⑧次世代エネルギー技術実証事業費補助金の公募は4月予定。 ⑨再生可能エネルギー熱利用高度複合システム実証事業費補助金の公募は4月予定。 |
| | 問合せ先 | ①環境省総合環境政策局環境経済課(Tel)03-5521-8240 ②環境省総合環境政策局環境計画課 低炭素地域づくり事業推進室 (Tel)03-5521-8234 ③農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 (Tel)03-6738-6479 ④農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ (Tel)03-6744-1507 ⑤林野庁林政部木材利用課 (Tel)03-6744-2297 ⑥総務省地域力創造グループ地域政策課(Tel)03-5253-5523 ⑦・⑧経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 新産業・社会システム推進室 (Tel)03-3580-2492 ⑨経済産業省省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室 (Tel)03-3580-2492 |

| | 政策名 | 地域活動の担い手支援 |
|---------|------|--|
| | 目的 | 地域おこし協力隊による地域力の維持・強化や、集落支援員による過疎地域等における集落対策推進を行い、福祉・教育・観光と等と連携した都市と農山漁村の 共生・対流等を推進するため、重点対策として各省庁連携プロジェクトを実施する。 |
| 2 — vii | 概要 | 【予算〉 ①都市住民を受け入れて、地域おこしの活動支援(地域おこし協力隊)都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域に住み込んで「地域協力活動」を実施。 ②集落対策のプウハウ等を有した人材の活動支援(集落支援員)地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施。 ③都市農村共生・対流総合対策交付金集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 ②本業メニュー> 1、集落連携推進対策:農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援 ②、人材活用対策(新・田舎で働き隊!):地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援 ③ 施設等を構推進対策:活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援 【各省連携プロジェクト・小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援。 〇「農」と福祉の連携プロジェクト高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援。 〇空き家、廃校等活用交流プロジェクト高齢者や障害者を対象として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の規り起こし、あっせん等を推進。 |
| | 留意事項 | ③本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。また、平成26年度予算に ついては、平成26年2月21日で公募受付を終了している。 |
| | 問合せ先 | ①・②総務省地域力創造グループ自立応援課(TeL)03-5253-5394 ③農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 (TeL)03-3502-5946 |

| | 政策名 | 教育・文化活動等を通じた地域コミュニティの形成 |
|----------|------|--|
| | 目的 | 公立学校における教育の円滑な実施の確保するとともに、高齢者の生涯学習を通じた地域コミュニティの再生を目指す。 |
| 2 — viii | 概要 | (予算> ①公立学校施設整備費 地方公共団体が行う公立学校施設の整備に要する経費を補助。 学校施設の複合化・集約化に資する主な事業は次のとおり。 (「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定に基づく過疎地域をいう。) ○統合事業 ・事業内容:学校統合による学校の新増築 ・補助率:過疎地域は5.5/10 (原則1/2) ・対象校:小中 ○改築 ・事業内容:構造上危険な状態にある建物や耐震力不足の建物の建て替え・補助率:過疎地域は5.5/10 (原則1/3) ・対象校:幼・小中・中等前期・特支 (嵩上げ措置は小中のみ) ○大規模改造(統合) ・事業内容:学校統合による既存施設の改修 ・補財率:1/3 ・対象校:小中 ○地域・学校連携施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の新増改築に伴って他の文教施設等との複合化を図る上で必要となる施設の整備 ・事業内容:学校施設の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| , | 留意事項 | |
| | 問合せ先 | ①文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課 (Tel):03-6734-2000 ②文部科学省生涯学習政策局社会教育課 (Tel)03-6734-3080 |

| | 政策名 | 地方公共団体支援施策 |
|------|------|---|
| | 目的 | 「地域の元気創造プラン」の推進により、地域活性化に取り組む市町村を支援し、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。 |
| 3— i | 概要 | (予算> ①「地域の元気創造プラン」の推進 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」の強力な推進により、地域で 人・モノ・カネを動かし、地域経済の好循環を実現する。 (1)地域経済循環創造事業交付金 |
| | 留意事項 | |
| | 問合せ先 | ①総務省地域力創造グループ地域政策課 (Tel)03-5253-5523 |

| | 政策名 | 農林漁業振興施策 |
|-------|-----|---|
| 3— ii | 目的 | 地域資源の活用や、6次産業化、農商工連携、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するための革新的技術の創造を支援することにより、農林漁業の振興を図る。 |
| | 概要 | 【予算〉 ①地域資源活用ネットワーク構築事業 (1)地域資源活用ネットワーク構築事業(定額) 地域の様々な関係者によるネットワークを形成し、専門家派遣、研究会開催、セミナー開催等を実施することで、地域資源を活用した新たなビジネスモデルを協議、構築することに対する補助。補助対象経費:事務局人件費、会議費用、専門家謝金・旅費等 (2)試行的事業(3分の2補助) 前項による協議を踏まえ、新商品、新サービスの試作、試行、販路開拓等を行うなど、新たなビジネスモデルの試行的な取組に対する補助。補助対象経費:事務局人件費、試作品作成費等 ②地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル) 地域の資源と資金を活用した「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開により、地域で人・モノ・カネを動かし、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。 〇「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産・学・金・官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進する。・地域経済循環創造事業交付金(平成25年度補正30億円、平成26年度当初15億円) ③6次産業化、農商工連携等による高付加価値化農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、プラン |
| | | ナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対して出資等による支援を実施。 (1)6次産業化ネットワーク活動整備交付金 (平成25年度補正19.8億円、補助率1/2以内等) (2)6次産業化ネットワーク活動交付金 (平成26年度21.3億円、補助率1/2以内等) (3)6次産業化ネットワーク活動支援事業 (平成26年度2.2億円、補助率1/2以内等) (4)農林漁業成長産業化ファンドの本格展開 (平成26年度150億円(財投資金)) ②日本食・食文化魅力発信プロジェクト 地域で生産・製造される国産農林水産物や食品の消費拡大を図る「食のモデル地域」における、商品開発、販路開拓、人材育成等の取組を支援。(補助率2分の1(上限500万円)) 【補助内容】事業実施主体(食のモデル地域実行協議会)の主たる農林水産物を中心とした地域食材の利用促進に向けた、協議会の合意形成、事業企画・検討・運営、現状調査、総合的なマーケティング、開発・研究等創造活動、販路開拓・購買促進、地域人材・後継者等育成、取組手法・効果の取りまとめ。 |

⑤農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

農林水産・食品分野の成長産業化に必要な研究開発を、基礎から実用化まで継ぎ目なく支援。

(1)シーズ創出ステージ(研究期間:原則3年以内)

産学の研究機関からの独創的な発想から、将来、アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する研究開発を推進。

研究費:Aタイプ 50百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年

(2)発展融合ステージ

(ア)産学機関結集型(研究期間:原則3年以内)

産学の研究機関が結集し、発展的な応用研究を推進。

(イ)研究人材交流型(研究期間:原則3年以内)

農林水産・食品分野の研究機関と異業種の研究機関の間で研究者の派遣・交流等によって、発展的な応用研究を推進。

第1段階(フェーズ I)である1年目の研究の結果に基づき、第2段階(フェーズ I)の研究へ移行する多段階選抜方式を導入。産学機関結集型・研究人材交流型共通。

研究費:Aタイプ フェーズ I:5百万円以内/年 フェーズ II:50百万円以内/年 Bタイプ フェーズ I:5百万円以内/年 フェーズ II:10百万円以内/年

(3)実用技術開発ステージ

(ア)現場ニーズ対応型(研究期間:原則3年以内)

実用化に向けた出口(研究成果)を明確化した技術開発を推進。

研究費: Aタイプ 30百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年

(イ)重要施策対応型(研究期間:原則3年以内)

総合特区、地域イノベーション戦略推進地域に対応した技術開発を推進。

研究費:20百万円以内/年

(ウ)育種対応型(研究期間:原則5年以内)

研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、農産物の「強み」を生み出す品種育成を推進。

研究費:Aタイプ 20百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年

3 - ii | 概要

⑥革新的技術創造促進事業

農林水産業・産業界の技術開発ニーズや消費者ニーズ等を把握し、農林水産業、食品産業の成長産業化を加速するために必要な研究開発を支援。

革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円)

(平成25年度補正「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」100億円の内数)

(1)民間活力を活用した事業化の促進(事業化促進研究)

農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。(定額、研究期間終了後、成功の場合は、委託費総額の100%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済)

(2)異分野と連携した研究開発(異分野融合研究)

技術シーズ等の情報提供の場を設置し、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。(定額)

⑦ 地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち木質バイオマス利用拡大

地域資源の一つである林地残材等が、年間約2,000万m3発生するとともに、森林資源が年々増加する中で、木質バイオマスを活用した産業化の取組により、森林整備や山村地域の活性化等を図る。

民間団体等が行う以下の事業に対して補助金を交付する。

- (1) 木質バイオマス利用支援体制構築事業【補助率:定額】
- (ア) 発電・熱供給・熱電併給推進のための調査支援

未利用木質バイオマスを利用した発電・熱供給・熱電併給推進のため、未利用木質バイオマスの効率的利用に向けた現状の諸課題に対し、課題解決に必要な調査・分析を行う。

(イ) 相談・サポート体制の確立支援

全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口の設置や課題解決に必要な技術者の派遣を支援する等、サポート体制の構築を行う。

(2) 木質バイオマス加工・利用システム開発等事業【補助率:定額】

未利用間伐材等を原料とする熱効率が高い新たな固形燃料や、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良、試験生産、実証プラントの整備等を行う。

| | | , |
|-------|------|--|
| 3— ii | 概要 | ⑧森林・山村多面的機能発揮対策地域住民、森林所有者、林業者、NPO、民間団体等が設立する民間協働組織(活動組織)による里山林等の森林の保全。管理や広葉樹未利用材の利活用活動、森林環境教育等山村の活性化に資する取組に対し、一定の費用を国が支援。 |
| | | 1年度での支援内容及び交付単価及び上限は次のとおり。 (1)【地域環境保全タイプ】 ・うち、里山林保全タイプ(16万円/ha) ・うち、侵入竹・竹林整備(38万円/ha) 集落周辺の里山林を維持するための保全・整備活動に対する支援 (2)【森林資源利用タイプ】(16万円/ha) 集落周辺の里山に賦存する広葉樹等未利用資源の利活用活動に対する支援 (3)【森林空間利用タイプ】(5万円/回、上限12回) 森林環境教育や森林レクリエーション活動の実践等に対する支援 (4)【機材及び資材の整備】(購入額の1/2以内) 地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプの取組に必要な資機材に対する支援 ※1活動組織当たり、上限500万円。 |
| | | ⑨強い水産業づくり交付金(産地水産業強化支援事業) 産地における所得の向上、6次産業化等の取組を支援し、水産物の安定供給、水産業の 健全な発展を図る。 漁村において、漁業者団体、市町村等からなる協議会が「産地水産業強化計画」を策定 し、その計画に基づいて実施する所得の向上、6次産業化等に資する取組や計画実現のために必要となる施設整備について、支援を実施。 (平成26年度32億円、交付率1/2以内等) |
| | | ⑩「浜の活力再生プラン」策定推進事業 各漁村の実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再 生プランの策定に対する支援を行う。市町村、水産業協同組合からなる地域水産業再生委 員会が、自らの漁村地域の活性化を図るための浜の活力再生プラン策定にあたって必要と なる取組に対して支援を実施。 (平成25年度補正1.5億円、平成26年度0.5億円、助成額は1プランあたり50万円まで定額) |
| | 留意事項 | ①「地域資源活用ネットワーク構築事業」の公募は4月予定 ③(平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金 : 終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金:都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動交授事業:3月4日に公募終了 ④平成26年度分の食のモデル地域の公募は、以下を予定。 【農畜産物】※1次又は2次公募で、当該補助事業の財源に達した場合、その時点で公募中止。 1次公募締切 3月14日(金) 2次公募締切 5月26日(月) ※ 3次公募締切 7月28日(月) ※ 【特用林産物】 締切2月27日(公募終了) ※追加公募を3月下旬から開始予定 【水産物】 締切3月3日(公募終了) ※追加公募を5月に実施予定 ⑤平成26年度より新規に実施する研究課題の公募は終了。 ⑥事業実施主体である(独)農業・食品産業技術総合研究機構からの公募は3~4月予定。⑦(1)については、公募済。(2)については、平成26年3月~5月に公募予定。 ⑧森林・山村多面的機能発揮対策交付金の1回目の公募は3月~4月を目処に実施。 時期及び第2回目の実施については各都道府県の地域協議会が定める。 ⑨第1次公募は終了。(1/8~2/5) 第2次公募は5、6月頃に実施予定。 ⑩都道府県を通じた事業実施計画書の申請により、水産庁長官が承認した場合に事業が 実施できる。 |
| | 問合せ先 | ①経済産業省地域新産業戦略室(Tel)03-3501-8794 ②総務省地域力創造グループ地域政策課(Tel)03-5253-5523 ③農林水産省食料産業局産業連携課(Tel)03-6738-6473 ④農林水産省生産局農産部穀物課(Tel)03-3502-7950 ⑤農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課(Tel)03-6744-7044 ⑥農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課(Tel)03-3502-5530 ⑦林野庁林政部木材利用課(Tel)03-6744-2297 ⑧林野庁森林整備部森林利用課(Tel)03-3502-0048 ⑨水産庁漁港漁場整備部防災漁村課(Tel)03-6744-2391 ⑩水産庁漁港漁場整備部防災漁村課(Tel)03-6744-2392 |

| | 政策名 | 商工業・中小企業・産業支援機関等振興施策 |
|-------|-----|---|
| | 目的 | 地域資源の活用や新産業創出の支援、中小企業・小規模事業者への支援等を通じて、商工 業・中小企業等の振興を図る。 |
| - | | |
| | | (2)経営者保証の付された貸付債権等を買い取る機能を機構の業務に追加し、 経営者の保証債務を整理することにより、経営者の再チャレンジ支援を強化する。 |
| | | (3)機構の専門家の派遣先として、機構が関与するファンド等の投資先事業者を追加し、 経営改善等の支援を強化する。 |
| | | ②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 3−iii | | ③新産業集積創出基盤構築支援事業 地域の中核企業を中心とした産官学のネットワークの形成活動や、市場ニーズと技術シーズのマッチング等を支援する。 具体的には、(1)クラスター経営人材支援事業(クラスターマネージャーによるネットワーク形成活動や企業OBの人材の活用等の実施)、(2)ネットワーク高度化支援事業(新製品開発に向けた産学によるシーズ・ニーズ発信会、戦略分野における新技術研究会・セミナー等の実施)を行う。 |
| | 概要 | ④地域オープンイノベーション促進事業 地方産業競争力協議会で特定される戦略分野を踏まえ、地域の技術シーズや、社会・市場ニーズに基づき、各地域に組織される運営協議会において設備機器を決定し、当該設備機器を公設試・大学等への配備・地域企業に開放することで、地域におけるイノベーションの促進を支援する。 ・事業スキーム <公設試向け> 委託 国 → 運営協議会(民間団体等) <大学等向け> 補助率:2/3以内 国 → 大学等 |
| | | ⑤中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス事業革新支援事業 革新的なものづくり・サービスの提供等にチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、 地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品開発・設備投資等を支援する。 |
| | | ⑥中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援 原材料・エネルギーコスト高の影響や消費税率引上げに万全を期すため、セーフティネット 貸付の拡充や、借換保証の推進を通じて、経営支援と一体となった資金繰りを支援する。ま た、日本政策金融公庫において、老朽化設備の新陳代謝、給与支払総額の増額及び創業 など、前向きの事業展開に向けた取組に対応した融資を促進する。さらに、再生計画策定 支援の着実な実施に向けて、中小企業再生支援協議会の体制強化及び中小企業再生支 援全国本部の機能拡充等を行い、事業者の経営改善・事業再生を支援する。 |
| | | ⑦創業促進補助金 新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第二創業含む)に対して、店舗 借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援。 |
| | | ⑧地域創業促進支援委託事業 全国300箇所で「創業スクール(仮称)」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創 業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援。 |
| | | |

| | 1 | , |
|--------|------|---|
| 3— iii | 概要 | ③小規模事業者等JAPANブランド育成・地域資源活用支援事業地域の資源を活用し、(1)小規模事業者等が連携して行う世界に通用するブランド確立のための海外販路開拓等の取組や、(2)小規模事業者等が連携して行う世界に通用するブランド確立のための海外販路開拓等の取組や、(2)小規模事業者等が地域資源活用促進法に基づき行う商品開発等の取組を支援する。 ①地域の元気創造ブラン(地域経済イノベーションサイクル) 地域の資源と資金を活用した「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開により、地域で人・モノ・カネを動かし、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。 〇「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開地域発の成長戦時である「地域の元気創造ブラン」に基づき、産・学・金・官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進する。・地域経済循環創造事業交付金(平成25年度補正30億円、平成26年度当初15億円) ①6次産業化、農商工連携等による高付加価値化農林漁業者と多様な事業者が連携して行う新商品開発・販路開拓及び施設整備、ブランナーによる事業者等に対するサポート体制の整備等の支援を行うとともに、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのパリューチェーンを築く事業活動に対して出資等による支援を実施。・6次産業化ネットワーク活動を付金(平成25年度補正19、8億円、補助率1/2以内等)・6次産業化ネットワーク活動を付金(平成26年度21、3億円、補助率1/2以内等)・6次産業化ネットワーク活動を付金(平成26年度21、3億円、補助率1/2以内等)・6次産業化ネットワーク活動を付金(平成26年度150億円、財投資金)) ②革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円)(平成26年度150億円、財投資金)) ②革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円)(平成26年度150億円、財投資金)) ②革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円)(平成26年度150億円、財投資金)) ②本が財務創造促進事業(平成26年度予算10億円)(平成26年度150億円、財投資金)) ②本が財務創造促進事業(平成26年度予算10億円)(平成26年度150億円、財投資者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。の10%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済、不成功の場合は、委託費が設定して研究開発を支援の10%を返済、不成功の場合は、委託費を対して研究開発を表別の場合は、委託費が対して研究開発を表別の場合は、会社の、会社の表社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会社の、会 |
| | 留意事項 | ①改正法の施行日は、成立後6ヶ月以内に別途政令で定める予定 ②公募は4月予定 ③公募は4月初旬を予定 ④委託費の機器配備等事業者の公募は5月予定 ① (平成25年度補正) ・6次産業化ネットワーク活動整備交付金 : 終了 (平成26年度当初) ・6次産業化ネットワーク活動交付金:都道府県からの要望調査終了 ・6次産業化ネットワーク活動支援事業:3月4日に公募終了 ②事業実施主体である(独)農業・食品産業技術総合研究機構からの公募は3~4月予定。 |
| | 問合せ先 | ①内閣府地域経済活性化支援機構担当室 (TEL)03-3506-6655 ②経済産業省地域経済産業グループ地域新産業戦略室 (TEL)03-3501-8794 ③経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課 (TEL)03-3501-0645 ④「地域オープンイノベーション促進事業」 <公設試向け> 経済産業省地域経済産業グループ地域新産業戦略室 (TEL)03-3501-8794 <大学等向け> 経済産業省農産業技術環境局大学連携推進課 (TEL)03-3501-1063 ⑤経済産業省製造産業局素形材産業室 (TEL)03-3501-1063 ⑤経済産業省中小企業庁経営支援部創業・技術課 (TEL)03-3501-1816 経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 (TEL)03-3501-1766 ⑥経済産業省中小企業庁事業環境部金融課 (TEL)03-3501-1766 ⑥経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課 (TEL)03-3501-1767 ⑧経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課 (TEL)03-3501-1767 ⑧経済産業省中小企業庁経営支援部新事業促進課 (TEL)03-3501-1767 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |

| | 政策名 | 大学等支援・研究振興施策 |
|--------|-----|---|
| _ | 目的 | 自治体等と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等の支援 を図る。 |
| | | ⟨予算⟩ ①地域イノベーション戦略支援プログラム 関係府省と共同で選定した地域イノベーション戦略推進地域のうち、文部科学省の支援が地域イノベーション戦略の実現に大きく貢献すると認められる地域に対して、研究者の集積や知のネットワークの構築などの支援を実施する。 |
| | | ②地(知)の拠点整備事業 我が国の国公私立大学等が、自治体等と連携し、以下の通り全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を行う。 (1)地域の課題(ニーズ)と大学等の資源(シーズ)のマッチング等により、地域と大学等が必要と考える取組を全学的に実施。その際、計画期間中において、教育カリキュラム・教育組織の改革は必須。 (2)地域を志向した大学等であることを明確に宣言し、また、地域の声を受け止める体制を整備するなど、全学的な取組であることを明確化。 (3)学等と自治体の対話の場の設定や自治体からの支援など、大学と自治体が組織的・実質的に協力。 |
| 3 — iv | | ③革新的技術創造促進事業(平成26年度予算10億円) (平成25年度補正「攻めの農林水産業の実現に向けた革新的技術緊急展開事業」100億円のうち数) (1)民間活力を活用した事業化の促進(事業化促進研究) 農林水産業の生産現場や消費者等の多様なニーズに基づき、研究課題を設定し、民間企業等の事業化に向けた研究開発を支援。(定額、研究期間終了後、成功の場合は、委託費総額の10%を返済、不成功の場合は、委託費総額の10%を返済) (2)異分野と連携した研究開発(異分野融合研究) 技術シーズ等の情報提供の場を設置し、医療や工学などの異分野と連携して研究開発を行うことが効果的な課題について、異分野の産学との共同研究を支援。(定額) |
| | 概要 | ④農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 (1)シーズ創出ステージ(研究期間:原則3年以内) 産学の研究機関からの独創的な発想から、将来、アグリビジネスにつながる革新的なシーズを創出する研究開発を推進。 研究費: Aタイプ 50百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年 (2)発展融合ステージ (ア)産学機関結集型(研究期間:原則3年以内) 産学の研究機関が結集し、発展的な応用研究を推進。 (イ)研究人材交流型(研究期間:原則3年以内) 農林水産・食品分野の研究機関と異業種の研究機関の間で研究者の派遣・交流等によって、発展的な応用研究を推進。 第1段階(フェーズ I)である1年目の研究の結果に基づき、第2段階(フェーズ II)の研究へ移行する多段階選抜方式を導入。 産学機関結集型・研究人材交流型共通。 研究費: Aタイプ フェーズ I:5百万円以内/年 フェーズ II:50百万円以内/年 フェーズ I:5百万円以内/年 |
| | | 研究費: Aダイプ 30百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年 (イ)重要施策対応型(研究期間:原則3年以内) 総合特区、地域イノベーション戦略推進地域に対応した技術開発を推進。 研究費: 20百万円以内/年 (ウ)育種対応型(研究期間:原則5年以内) 研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、農産物の「強み」 を生み出す品種育成を推進。 研究費: Aダイプ 20百万円以内/年 Bタイプ 10百万円以内/年 |

| 3 — iv | 概要 | (5)地域ICT振興型研究開発プログラム(SCOPE) (1)対象: 地域の情報通信技術の振興・向上を担う研究機関 (2)研究費と開発期間: フェーズ I: 1課題あたり(上限)300万円(研究開発期間 1か年度) フェーズ I: 1課題あたり(上限)1,000万円(研究開発期間 最長2か年度) 間接経費は直接経費の30%を上限として別途配分。 (3)評価のポイント: 〇 地域の課題解決の可能性 (以下のいずれかの観点で評価できる研究開発であること) ・当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、ICTの面から解決できる課題であるか・研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか 〇「地域イノベーション戦略」実現への貢献の可能性 ・「地域イノベーション戦略」実現への貢献の可能性 ・「地域イノベーション戦略推進地域」として選定された地域の構成機関からの提案であって、「地域イノベーション戦略」の全体構想の実現に資すると認められる課題に加点して評価 |
|--------|------|---|
| | 留意事項 | ①公募は平成26年2月14日から3月31日まで ②平成25年度は52件採択しており、平成26年度に新規選定を実施するスケジュールは、 以下のとおり。 1月15日 公募開始 1月17日 公募説明会開催 4月8日・9日 公募締切 5月 書面審査実施 6月 面接審査実施 7月 採択大学決定 8月 事業開始 ③事業実施主体である(独)農業・食品産業技術総合研究機構からの公募は3~4月予定。 ④平成26年度より新規に実施する研究課題の公募は終了。 |
| | 問合せ先 | ①文部科学省科学技術·学術政策局産業連携·地域支援課(Tel)03-6734-4194 ②文部科学省高等教育局大学振興課(Tel)03-5253-4111(内線:3321) ③農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課(Tel)03-3502-5530 ④農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課(Tel)03-6744-7044 ⑤総務省情報通信国際戦略局技術政策課(Tel)03-5253-5725 |

| | 政策名 | 観光振興施策 |
|-----|-----|--|
| 3-v | 目的 | 観光地域のブランド化、観光地ビジネス創出等を支援することにより、観光事業の振興を図る。 |
| | | 〈予算等〉 ①訪日促進旅行(ビジット・ジャパン事業) 平成26年度:予算額 4,903百万円の一部 現地消費者向け情報発信の対象市場の拡大や、多様な主体との連携による日本ブランド発信力の強化(民間企業・関係省庁・地方公共団体等、多様な主体との連携強化により訪日プロモーションを強化・拡大) |
| | | ②観光地域ブランド確立支援事業 (平成26年度2.74億円①定額補助(上限500万円)②定率補助(補助率2/5以内)) (1) 観光地域ブランド確立基盤づくり支援 補助対象事業:ブランド戦略の策定に係る事業 補助額:上限500万円 (2) 観光地域ブランド確立支援 補助対象事業:ブランド戦略に基づく事業 |
| | | a. 主たる滞在促進地区を起点とする滞在プログラムを実施するに当たっての 課題を解決するために必要な事業 b. 主たる滞在促進地区の魅力を向上するために必要な事業 c. 観光地域のブランド確立のために必要となるブランドの管理を行う事業 補助率:事業費の4割 |
| | | 補助対象事業者:観光地域づくりプラットフォーム(観光圏整備法及び基本方針に基づき作成され、同法第8条第3項により認定を受けた観光圏整備実施計画に記載されている法人等) |
| | 概要 | ③観光地ビジネス創出の総合支援 |
| | | ④地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進(平成26年度3.1億円、補助率1/2等) (1)予算事業の概要 ゼロエミッション自動車として環境性能が特に優れた電気自動車の普及を効果的に加速し、低炭素まちづくり、地域交通事業のグリーン化、地域防災への活用等を推進する観点から、地域や事業者による電気自動車の集中的導入等について、他の地域や事業者による導入を誘発・促進するような先駆的取組を重点的に支援する。 (2)支援内容 〈電気自動車(プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む)の導入補助〉バス・タクシー・トラック:車両本体価格の1/2・1/3 〈充電施設の導入補助〉バス・タクシー・トラック:導入費用の1/2・1/3 |
| | | ⑤超小型モビリティの導入促進(平成26年度2.0億円、補助率1/2等) (1)予算事業の概要 超小型モビリティは、交通の省エネルギー化とともに、高齢者を含むあらゆる世代に新たな地域の手軽な足を提供し生活・移動の質の向上をもたらす、少子高齢化時代の「新たなカテゴリー」の乗り物。その普及の前提となる関連制度の検討に向け、成功事例の創出、国民理解の醸成を促す観点から、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導導入や試行導入の優れた取組みを重点的に支援。 (2)支援内容 |
| | | 〈超小型モビリティの導入〉 補助率:車両本体価格の1/2(民間事業者等にあっては1/3) 〈事業計画の立案〉 補助率:事業計画立案費用の1/2(民間事業者等にあっては1/3) |
| | | 〈導入効果検証の実施〉 補助率:導入効果検証費用の1/2(民間事業者等にあっては1/3) |

⑥歩行者移動支援の普及・活用の推進

(1)歩行者移動支援の普及・活用の推進

ユニバーサル社会に向け、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、ICT(情報通信技術)による歩行者移動支援の推進が必要であることから、導入の方向性や効率的な維持更新等の課題について検討し、自治体等が容易に導入の検討を行うためのガイドラインの作成を進めるとともにサービスに必要なアプリ、データを提供し、自治体等によるサービス導入に資する。

(2)具体的な支援内容

- ・歩行者移動支援サービスの導入を検討中の自治体等に対する出前講座や技術的アドバイス・サービス構築に必要となる場所情報コードの申請受付やアプリケーションプログラムの提供
- ⑦地域資源活用ネットワーク構築事業
 - (1)地域資源活用ネットワーク構築事業(定額)

地域の様々な関係者によるネットワークを形成し、専門家派遣、研究会開催、セミナー開催等を実施することで、地域資源を活用した新たなビジネスモデルを協議、構築することに対する補助。

- ·補助対象経費:事務局人件費、会議費用、専門家謝金·旅費 等
- (2)試行的事業(3分の2補助)

前項による協議を踏まえ、新商品、新サービスの試作、試行、販路開拓等を行うなど、新たなビジネスモデルの試行的な取組に対する補助。

•補助対象経費:事務局人件費、試作品作成費 等

⑧生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)

地域協議会のエコツーリズムやジオツーリズムに関する、ルール、プログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が支援(対象経費の1/2)し、エコツーリズムやジオツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化を支援する。

⑨都市農村共生・対流総合対策交付金

集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る。

子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援。 <事業メニュー>

- 1. 集落連携推進対策:農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・ 観光等に活用する地域の手づくり活動を支援
- 2. 人材活用対策:地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援
- 3. 施設等整備対策:活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援【各省連携プロジェクト】
- 〇子ども農山漁村交流プロジェクト

小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援。

○「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援。

〇空き家・廃校等活用交流プロジェクト

農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設 等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。

概要

| 3-v | 概要 | ①農山漁村活性化プロジェクト支援交付金地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。 具体的には、地方公共団体が作成する活性化計画に記載された以下の事業が対象。 (1)定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備(基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) (2)定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備(簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) (3)農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備(地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設) (4)その他農林水産省令で定める事業(遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) (5)(1)から(4)の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務(創意工夫発揮事業(地域が提案する事業)) ①地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクル、公共クラウド)地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」の強力な推進により、地域で人・モノ・カネを動かし、地域経済の好循環を実現する。 ○地域経済循環創造事業交付金(平成25年度補正30億円、平成26年度15億円)→地域の資源と資金を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進。 ○公共クラウド(平成25年度補正2.0億円、平成26年度当初0.5億円)→自治体の観光や産業支援等に関するデータを一元的にオープン化し、民間に提供。 |
|-----|------|--|
| | 留意事項 | ②<観光地域ブランド確立支援事業> 平成26年度事業の公募は平成26年2月21日~3月12日に実施。 補助金申請をするに当たっては、観光圏整備法に基づき、観光圏整備実施計画の 国土交通大臣の認定を受ける必要がある(補助対象事業者参照)。 ③<観光地ビジネス創出の総合支援> 平成25年度補正予算事業及び平成26年当初予算事業については平成26年1月6日~ 2月7日の期間で地域からの提案を公募し、本事業を実施する45の地域を選定した。 ⑥については、国が所有するアプリやデータの使用許諾が必要。 ⑦「地域資源活用ネットワーク構築事業」の公募は4月予定。 ⑧事業の公募は2月20日から3月12日。 ⑨本交付金は集落連合体が事業実施主体となっている。また、 平成26年度予算については、平成26年2月21日で公募受付を終了している。 ⑩平成26年度実施については、平成26年2月21日で受付終了。 |
| | 問合せ先 | ①・②・③ 観光庁観光戦略課(TeL)03-5253-8322 ④・⑤国土交通省自動車局環境政策課(TeL)03-5253-8604 ⑥国土交通省総合政策局総務課政策企画官(総合交通体系担当)(併)政策統括官付 (TeL)03-5253-8794 ⑦経済産業省地域新産業戦略室(TeL)03-3501-8794 ⑧環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室(TeL)03-5521-8271 ⑨農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課(TeL)03-3502-5946 ⑩農林水産省農村振興局整備部農村整備官(TeL)03-3501-0814 ⑪総務省地域力創造グループ地域政策課(TeL)03-5253-5523 |

| | 政策名 | 雇用等対策 |
|--------|------|--|
| 3 — vi | 目的 | 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用の創造等を図る。 |
| | 概要 | 【概要】 雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託。 【実施主体】 地域雇用創造協議会(同意自発雇用創造地域の市町村、地域の経済団体等で構成) 【支援内容】 ・実施地域・・・地域雇用開発促進法第6条に定める自発雇用創造地域(雇用創造に向けた意欲が高い地域)・実施期間・・・3年度内・事業規模・・・1地域あたり各年度2億円を上限とする。 ②戦略産業雇用創造プロジェクト 【概要】 地域の課題を解決し、安定的かつ良質な雇用を創造していくため、地域の産業政策と一体となった自主的な雇用創造の事業構想の提案の中から、コンテスト方式により、雇用創造効果が高いものを選抜し、当該事業の実施を主に人材面の補助をすることにより、地域における雇用創造の推進を図る。 【実施主体】 雇用創造対験が厳しい地域であって、都道府県、市町村、労働局、民間企業、大学、訓練機関、経済産業局、金融機関等地域の関係機関の参集による協議会を設立し、自主的に地域で必要とする人材の育成、雇用創出につながる事業主への支援等の雇用対策を実施する都道府県。 【支援内容】 地域の雇用・産業政策に沿った雇用の創出及び求職者の就職並びに波及的な雇用創造を促進するため、都道府県が協議会の審議を経て事業構想を策定し、事業を実施するものとし、都道府県が事業を実施する場合に費用の8割を補助する。(ただし、一部は費用の10割を負担する) |
| | 留意事項 | ・①の対象地域は以下のとおり 1 1又は複数の市町村であること。 2 最近3年間(平均)及び最近1年間の地域の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合には1、0.67(1の2/3)未満である場合には0.67)以下であること。なお、応募期間は年2回(平成26年度の第一次募集は、平成26年1月20日から2月14日まで)。 ・②の対象地域は以下のとおり 1 平成24年度の有効求人倍率が全国平均又は中央値以下の都道府県であること。 2 リーマン・ショック前後(平成19年度平均と平成24年度平均)での有効求人倍率の回復割合が全国平均又は中央値以下であり、かつ、平成24年度の有効求人倍率が1.0未満(一般の有効求人倍率及び常用の有効求人倍率のいずれも)であること。 3 地域雇用開発促進法に基づく「雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針」において、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められない地域として列挙されている「埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府」に該当しないこと。なお、平成26年度採択分については、平成26年1月15日から2月14日まで。 |
| | 問合せ先 | ①・②厚生労働省職業安定局地域雇用対策室(TeL)03-5253-1111(内線5846) |

| | 政策名 | 地域金融活用施策 |
|---------|------|--|
| 3 — vii | 目的 | 地域金融機関を活用した事業再生や地域活性化等を図る。 |
| | 概要 | ○予算> ①地域の元気創造プラン(地域経済イノベーションサイクルの全国展開) 地域の資源と資金を活用した「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開により、地域で人・モノ・カネを動かし、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。 ○「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開 地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、産・学・金・官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金(地域金融機関の融資等)を活用して事業を起こし、雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開を推進する。 ・地域経済循環創造事業交付金(平成25年度補正30億円、平成26年度当初15億円) |
| | 留意事項 | |
| | 問合せ先 | ①総務省地域力創造グル―プ地域政策課(TeL)03-5253-5523 |

| | 政策名 | 環境保全支援施策 |
|----------|------|---|
| | 目的 | 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会づくり及び生物多様性の保全再生とそれ を活かした地域づくりを推進する。 |
| 3 — viii | 概要 | (予算) ①地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業環境配慮型の地熱利用を推進するため、地盤環境保全モニタリングと組み合わせた地中熱利用や開発済みの熱源を優先的に活用する温泉熱利用等を支援。 (1) 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定地方公共団体や民間事業者等による、地熱・地中熱を利用し、環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達等、具体的な事業化計画の策定を支援。 (2) 地熱・地中熱等利用事業地方公共団体や民間事業者等による地熱・地中熱を利用し、低炭素社会の構築に資する発電、熱利用・供給設備等、計測・モニタリング装置等付帯設備の導入を支援。 【事業スキーム】(1)補助対象:ア)民間事業者等、イ)地方公共団体補助割合:ア)2/3、イ)定額1000万円上限(2)補助対象:ア)民間事業者等、イ)地方公共団体補助割合:ア)1/2、1/3、モニタリング装置等定額イ)1/2、2/3 ②生物多様性保全推進支援事業地域における生物多様性の保全を通じた個性的で魅力ある地域づくりに資する活動等であって、下記の支援メニューのいずれかに該当する活動に対して、必要な事業費の1/2以内を国が交付する。 ■対象事業メニュー(1)国内希少野生動植物の保護対策にかかる地域の活動。(2)特定外来生物に於対策特定分表生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物等の防除にかかる地域の活動。(3)重要生物多様性保護地域保全再生国土の生態系ネットワークの要となる法律又は国際条約等に指定された保護地域における生物の生息環境の保全再生のための事業など、生物多様性保全上重要な地域における活動。 ■交付対象者地域生物多様性協議会(地方公共団体を含む2以上の主体により構成) |
| | 留意事項 | ②事業の公募は2月20日から3月7日 |
| | 問合せ先 | ①環境省水·大気環境局土壌環境課地下水·地盤環境室 (Tel)03-5521-8308 環境省自然環境局自然環境背日担当参事官室(Tel)03-5521-8280 環境省地球環境局地球温暖化対策課(Tel)03-5521-8339 ②環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室(Tel)03-5521-9108 |

| 3 — ix | 政策名 | 文化・スポーツ資源の活用 |
|--------|------|--|
| | 目的 | 地方公共団体が企画する優れた文化芸術の創造発信事業や、地域に存する有形・無形の文化遺産を活用した事業に対して補助を実施することにより、地域文化の再生やコミュニティの再構築、観光振興等、地域活性化を推進する。 |
| | 概要 | 【・予算> ①地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ |
| | 留意事項 | |
| | 問合せ先 | ①文化庁文化部芸術文化課(Tel)03-6734-2826 ②文化庁文化財部伝統文化課(Tel)03-6734-4786 ③文化庁文化財部美術学芸課(Tel)03-6734-2834 ④文化庁文化財部記念物課(Tel)03-6734-2876 ⑤文化庁文化財部参事官(建造物担当)付(Tel)03-6734-2792 |

| 3-x | 政策名 | 地域産業の担い手育成 |
|-----|------|---|
| | 目的 | 地域や地域産業の活性化を担う人材の育成のために、産業界等と連携した実践的な職業教育の充実、地域企業等と連携したインターンシップ等のキャリア教育を発達の段階に応じ体系的に実施し、地域産業の担い手を育成する。 |
| | 概要 | (予算) ①地域キャリア教育支援協議会設置促進事業高等教育機関に進学する若者も含み、将来において社会的・職業的に自立した若者を育み、地域を支える人材を育成することを目指し、小学校から高等学校まで一貫したキャリア教育を支援する地域における組織の設置を促進する。予算:30百万円(委託事業・一件あたり約2.4百万円) ②高校におけるインターンシップコーディネーターの配置高等学校普通科において、インターンシップを促進するため、地域企業と高校との仲介役となる人材の配置を促進する。予算:12百万円(委託事業・一件あたり1.2百万円) ③「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」「日本再興戦略」等に基づき、大学等のインターンシップ等の充実に向け、キャリア教育から就職まで一貫して支援する体制を整備を支援。(1)予算:平成26年度予定額17億円(新規)(2)概要:地域でインターンシップ等を推進する組織・団体等と連携の下、各大学グループのインターンシップの取組の拡大を支援することを通じ、中小企業をはじめとした地域全体へのインターンシップ等を普及・定着を図る。(3)対象:全国10大学グループ (H25年度に既に事業採択されている大学グループ) ④スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関・企業等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校(農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉の8学科)を指定し、調査研究を行う。 ⑤成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。(1)予算:平成26年度予定額:1,679百万円(委託事業) |
| | 留意事項 | ③平成26年度募集は、4月頃。大学対象。 ④平成26年度募集は2月末締切り済み。専門高校対象。 ⑤平成26年度事業は、4月以降公募予定。委託対象は専修学校、大学等。 |
| | 問合せ先 | ①·②文部科学省初等中等教育局児童生徒課(TeL)03-6734-3297 ③文部科学省高等教育局専門教育課教育振興係(TeL)03-6734-4750 ④文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT産業教育振興室 (TeL) 03-5253-4111(内線2384) ⑤文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 (TeL) 03-5253-4111(内線2938) |